

328.366

Si4742r

新日本労働法制研究会編

改訂  
増補

労働基準法執務便覧

新日本法規出版株式会社發行



\*0017766000\*

0017766-000

328.366-Si4742r

労働基準法執務便覧

新日本労働法制研究会・編

新日本法規出版

増補改訂版

1948

ACI



328.366

Si4742r

新日本労働法制研究会編

改訂  
増補

労働基準法執務便覧

新日本法規出版株式会社發行



增補改訂

勞働基準法執務便覽



328.366  
Si4742r



691060

◎労働基準法

目次

昭和三十二年四月法律第四九号

第一章	總則	一
第二章	労働契約	四
第三章	賃金	六
第四章	労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇	八
第五章	安全及び衛生	一八
第六章	女子及び年少者	一七
第七章	技能者の養成	一四
第八章	災害補償	一八
第九章	就業規則	一一
第十章	寄宿舎	一一
第十一章	監督機	一一
第十二章	雑則	二二
第十三章	罰則	二五
附則		二七
別表第一	身体障害等級及び災害補償表	二九
別表第二	分割補償表	三〇
目次		三〇



◎労働基準法施行規則

昭和二年八月厚令第二三三号

(別表)

第一 身体障害等級表	四六
第二 分割補償の残余额一時拂表	五二
第三 労働基準監督署の名稱、位置及び管轄區域(省略)	五三
(様式)	
第一號 貯蓄金管理認可申請書	五四
第二號 解雇制限除外認定申請書	五五
第三號 解雇豫告除外認定申請書	五六
第四號 精神又は身体の障害による最低賃金除外認定申請書	五六
第五號の一 試の使用期間中の者についての最低賃金除外許可申請書	五七
第五號の二 所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外許可申請書(個人許可)	五八
第五號の三 所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外申請書(抱括許可)	五九
第六號 非常災害等の事由による労働時間延長許可申請書届	六〇
第七號 代休附與命令書	六一
第八號 一せい休憩除外許可申請書	六二
第九號の一 時間外労働に関する協定届	六三
第九號の二 休日労働に関する協定届	六三
第十號 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	六四

第十一號 集團入坑の場合の時間計算特例許可申請書	六五
第十二號 特殊日勤許可申請書	六六
第十三號 休憩除外許可申請書	六七
第十四號 監視に従事する者に対する適用除外許可申請書	六八
第十五號 断続的労働業務傷病に関する重大過失認定申請書	六九
第十六號 就業規則届	七〇
第十七號 就業規則變更命令書	七〇
第十八號 労働基準監督官登票	七一
第十九號 労働者名簿	七二
第二十號 賃金臺帳(常時使用される労働者に対するもの)	七四
第二十一號 賃金臺帳(日々雇い入れられる者に対するもの)	七六
第二十二號 異式の賃金臺帳使用許可申請書	七七
第二十三號 適用事業報告	七八
第二十四號 金品返還に関する争報告	八〇
第二十五號 週休に関する特例報告	八一
第二十六號 労働者死傷報告	八二
第二十七號の一 障害補償額分割拂報告	八三
第二十七號の二 遺族補償額分割拂報告	八四
第二十八號の一 障害補償分割拂額繰上拂報告	八五
第二十八號の二 遺族補償分割拂額繰上拂報告	八六

目次

三



第二十九號 災害補償に関する争報告 ..... 八七

第三十號 災害補償義務引受契約締結報告 ..... 八八

第三十一號 労働協約締結(變更)報告 ..... 八九

第三十二號 重要書類滅失報告 ..... 九〇

第三十三號 歸郷旅費報告 ..... 九一

第三十四號 貯蓄金管理報告 ..... 九二

第三十五號 使用證明發給報告 ..... 九三

第三十六號 法第三十六條の休業手当支給報告 ..... 九三

第三十七號 最低賃金除外労働者數報告 ..... 九四

第三十八號 年次有給休暇報告 ..... 九五

第三十九號 災害補償實施報告 ..... 九六

第四十號 制裁に関する報告 ..... 九九

◎女子年少者労働基準規則

昭和二年一〇月勞令第八號

一〇一

(様式)

第一號 就業許可申請書 ..... 一〇八

第二號 使用許可證明書 ..... 一一一

第三號 労働契約解除書 ..... 一一三

第四號 交替制による深夜業時間延長許可申請書 ..... 一一四

第五號 女子重量物取扱除外申請書 ..... 一一五

第六號 女子年少者解雇事由認定申請書 ..... 一一六

第七號 婦人少年局調査員證票 ..... 一一八

第八號 女子保護實施狀況報告 ..... 一二八

◎技能者養成規程

昭和二年一〇月勞令第六號

一二〇

(別表)

第一 指定技能表 ..... 一二五

第二 養成期間表 ..... 一二五

第三 (別に定められる)

第四 使用者資格表 ..... 一二六

(様式)

第一號 技能者養成契約解除認可申請書 ..... 一二七

第二號 技能檢定實施狀況報告 ..... 一二七

第三號 技能者養成認可申請書 ..... 一二九

第四號 技能習得者届入届 ..... 一三二

第五號 技能習得者證明書 ..... 一三三

第六號 技能習得者名簿 ..... 一三三

◎事業附屬寄宿舎規程

昭和二年一〇月勞令第七號

一三五

第一章 總則

目次

期

五

一三五



目次	六
第二章 第一種寄宿舎安全衛生基準	一三五
第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準	一四一
附則	一四二
(様式)	
第一號 宿舎規則届・變更届	一四二
第二號 法第九十五條適用寄宿舎報告	一四三
第三號 事業附屬寄宿舎規程第二章適用特例許可申請書	一四六
第四號 事業附屬寄宿舎規程第二章適用除外許可申請書	一四七

◎労働基準法 (憲法二七條二項、その他の條項)

(昭和二十二年四月七日) 法律第四十九號

改正 昭和二十二年八月法律第九七號

朕は、帝國議會の協賛を経た労働基準法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

労働基準法目次

第一章 總則	
第二章 労働契約	
第三章 賃金	
第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇	
第五章 安全及び衛生	
第六章 女子及び年少者	
第七章 技能者の養成	
第八章 災害補償	
第九章 就業規則	
労働基準法	

第十章 寄宿舎	
第十一章 監督機關	
第十二章 雜則	
第十三章 罰則	

労働基準法

第一章 總則

(労働条件の原則)

第一條 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働關係の當事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。〔通一十號〕

(労働条件の決定)

第二條 労働条件は、労働者と使用者が、對等の立場において決定すべきものである。

労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠實に各々その義務を履行しなければならない。



労働基準法

(均等待遇)

第三條 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。〔通一七號・憲法一四條〕

(男女同一賃金の原則)

第四條 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。〔通一七號・憲法一四條〕

(強制労働の禁止)

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。〔通一七號・憲法一八條〕

(中間搾取の排除)

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。〔通一七號・憲法一八條〕

(公民権行使の保障)

第七條 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行す

るために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。〔通一七號〕

(適用事業の範圍)

第八條 この法律は、左の各號の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

- 一 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業(電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。)
- 二 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、解體又はその準備の事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業
- 八 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 九 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
- 十 映畫の製作又は映寫、演劇その他興行の事業
- 十一 郵便、電信又は電話の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
- 十五 焼却、清掃又は、と殺の事業
- 十六 前各號に該当しない官公署
- 十七 その他命令で定める事業又は事務所〔附一條・通一七號〕

第九條 この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、労働基準法

前條の事業又は事務所(以下事業という。)に使用される者で、賃金を支拂われる者をいう。〔労働法三條〕

第十條 この法律で使用者とは、事業主又は事業の經營者若しくはその事業の労働者に關する事項について、事業主のために行爲をするすべての者をいう。〔通一七號〕

第十一條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手當、賞與その他名稱の如何を問わず、労働の對價として使用者が労働者に支拂うすべてのものをいう。〔通一七號〕

第十二條 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の發生した日以前三箇月間にその労働者に對し支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各號の一によつて計算した金額を下つてはならない。

- 一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出來高拂酬その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の總額をその期間中に労働した日數で除した金額の百分の六十
- 二 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の總額をその期間の總日數で除した金額と前號の金額の合算額



労働基準法

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各號の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の總額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間

三 使用者の責に歸すべき事由によつて休業した期間

四 試の使用期間

第一項の賃金の總額には、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通賃以外のもの支拂われた賃金で一定の範圍に屬しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支拂われる場合、第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價に關し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期

間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に關する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。〔昭和二年八月勞告一號參照〕

第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、労働に關する主務大臣の定めるところによる。〔則二、三、四、四八、六一條・通一七號〕

第二章 労働契約

(この法律違反の契約)

第十三條 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(契約期間)

第十四條 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。〔民法六二六條〕

(労働条件の明示)

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に對して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しな

ればならない。

前項の規定によつて明示された労働条件が事實と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を變更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。〔則五條・通一七號〕

(賠償豫定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を豫定する契約をしてはならない。〔通一七號・民法四二〇條〕

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。〔通一七號・民法五一〇號・民訴法六一八條六號二項・憲法一八條〕

(強制貯金)

第十八條 使用者は、労働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

労働基準法

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。〔則六條・通一七號〕

(解雇制限)

第十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。〔則七條・通一七號・民法六二七、六二八條〕

(解雇の豫告)

第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその豫告をしなければならない。三十日前に豫告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならない。但し、天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合又は労働者の責に歸すべき事由



労働基準法

に基いて解雇する場合においては、この限りでない。  
前項の豫告の日数は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前條第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。【則七條・通一七號】

第二十一條 前條の規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。但し、第一號に該當する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二號若しくは第三號に該當する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四號に該當する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(使用證明)

第二十二條 労働者が、退職の場合において、使用期

間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について證明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。  
前項の證明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

使用者は、豫め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることとするとして、労働者の国籍、信條、社會的身分若しくは労働組合運動に關する通信をし、又は第一項の證明書に秘密の記號を記入してはならない。【通一七號・憲法二〇條】

(金品の返還)

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保證金、貯蓄金その他名稱の如何を問はず、労働者の權利に屬する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に關して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支拂い、又は返還しなければならない。【通一七號】

第三章 賃金

(賃金の支拂)

第二十四條 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支拂わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定がある場合においては、賃金の一部を控除し、又は通貨以外のもので支拂うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支拂わなければならない。但し、臨時に支拂われる賃金、賞與その他これに準ずるもので命令で定める賃金については、この限りでない。【則二、八條・通一七號】

(非常時拂)

第二十五條 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支拂期日前であつても、既往の労働に對する賃金を支拂わなければならない。【則九條】

(休業手當)

第二十六條 使用者の責に歸すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中當該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手當を支拂わなければならない。【則一〇條・民法五三六條二項】

(出來高拂制の保障給)

第二十七條 出來高拂制その他の請負制で使用する労働

労働基準法

者については、使用者は、労働時間に應じ一定額の賃金の保障をしなければならない。【通一七號】

(最低賃金)

第二十八條 行政官廳は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。

第二十九條 最低賃金に關する事項を審議させるために、中央賃金委員會及び地方賃金委員會を置く。

賃金委員會には、必要に應じ、一定の事業又は職業について専門委員會を置くことができる。

賃金委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、關係者の推薦に基いて委嘱する。

この法律で定めるものの外、賃金委員會に關し必要な事項は、命令で定める。【昭和二年八月政令一七五號】

第三十條 行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、豫め賃金委員會の調査及び意見を求めなければならない。



### 労働基準法

前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

行政官廳は、前項の意見について公聴會を開いた後に、賃金委員會及び公聴會の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとする場合には、前項の規定による手續を経た後に、労働に關する主務大臣の承認を受けなければならない。

賃金委員會は、必要であると認める場合においては、賃金に關する事項について行政官廳に建議することができる。

**第三十一條** 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。但し、左の場合においては、この限りでない。

- 一 精神又は身體の障害により著しく労働能力の低下者について、行政官廳の認定を受けた場合
- 二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

ならない。

前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官廳がその労働時間の延長を不適當と認める場合においては、その後その延長時間に相當する休憩又は休日と與えるべきことを、命ずることができる。

公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、**第八條第十六號**の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前條若しくは**第四十條**の労働時間を延長し、又は**第三十五條**の休日に労働させることができる。【**則一三、一四、二〇條・通一七號**】

(休憩)

**第三十四條** 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に與えなければならない。

前項の休憩時間は、一せいに與えなければならない。但し、行政官廳の許可を受けた場合においては、この限りでない。

使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

労働基準法

八

三 試の使用期間中の者又は所定労働時間の特に短い者について、行政官廳の許可を受けた場合【**則一一條**】

### 第四章

労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

(労働時間)

**第三十二條** 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、二週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日に於いて八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。【**則一、二、二二、二三條・通一七號**】

**第三十三條** 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は**第四十條**の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければ

なければならない。【**則一五、三一、三二、三三條**】

(休日)

**第三十五條** 使用者は、労働者に對して、毎週少くとも一回の休日と與えなければならない。

前項の規定は、四週間を通じ四日以上の上の休日と與える使用者については適用しない。【**通一七號**】

(時間外及び休日の労働)

**第三十六條** 使用者は、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、**第三十二條**若しくは**第四十條**の労働時間又は前條の休日に關する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。【**則一六、一七、一八、三〇條・通一七號**】

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

九



労働基準法

第三十七條 使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。  
前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手當、通勤手當その他命令で定める賃金は算入しない。【則一九、二〇、二一條・通一七號】

（時間計算）

第三十八條 労働時間は、事業場を異にする場合においても労働時間に關する規定の適用については通算する。  
坑内労働については、労働者が坑口に入つた時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第三十四條第二項及び第三項の休憩に關する規定は適用しない。

ついでには、これを出動したものとみなす。【則二五條・通一七號】  
（労働時間及び休憩の特例）

第四十條 第八條第四號、第五號及び第八號乃至第十七號の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に關する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。【則二六乃至三三條・通一七號】

（適用の除外）

第四十一條 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。

- 一 第八條第六號又は第十號の事業に従事する者
- 二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- 三 監視又は斷續的労働に従事する者で、使用者が行政官廳の許可を受けた者【則三四條・通一七號】

労働基準法

【則二四條・通一七號】

（年次有給休暇）

第三十九條 使用者は、一年間繼續勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に對して、繼續し、又は分割した六労働日の有給休暇を與えなければならない。  
使用者は、一年以上繼續勤務した労働者に對しては、一年を超える繼續勤務年數一年について、前項の休暇に一労働日を加算した有給休暇を與えなければならない。但し、この場合において總日數が二十日を超える場合においては、その超える日數については有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に與えらるるとともに、その期間について平均賃金を支拂わなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を與えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを與えることができる。  
労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用に

第五章 安全及び衛生

（本章中「」内の「則」は労働安全衛生規則を指す。）

（危害の防止）

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。【則五九乃至四三九條】



労働基準法

(安全装置)

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、豫め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、變更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。【則三四乃至三八條】

(性能検査)

第四十七條 前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に關する主務大臣が指定する他の者に行わせることができ。【則三九乃至四三條】

(有害物の製造禁止)

第四十八條 黄りんマッチその他命令で定める有害物

者については、就業を禁止しなければならない。

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。【則四七條】

(健康診断)

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、醫師に労働者の健康診断をさせなければならない。

使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の醫師の健康診断を求めて、その結果を證明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基づいて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数、命令で定める。【則四八乃至五四條】

(安全管理者及び衛生管理者)

第五十三條 一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び衛生

労働基準法

は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。

(危険業務の就業制限)

第四十九條 使用者は、經驗のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範圍、經驗及び技能は、命令で定める。【則四四乃至四六條】

(安全衛生教育)

第五十條 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に對して、當該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(病者の就業禁止)

第五十一條 使用者は、傳染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかつた

生管理者の資格及び職務に關する事項は、命令で定める。

行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に對して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。【則一乃至三三條】

(監督上の行政措置)

第五十四條 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物又は設備を設置し、移轉し、又は變更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基づいて發する命令で定める危害防止等に關する基準に則り定められた計畫を、工事着手十四日前までに、行政官廳に届け出なければならない。

行政官廳は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計畫の變更を命ずることができる。【則五五乃至五八條】

第五十五條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合



労働基準法

合においては、行政官廳は、使用者に對して、その全部又は一部の使用の停止、變更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができ

第六章 女子及び年少者

(本章中「則一」内の「則一」は女子)  
(年少者労働基準規則を指す。)

(最低年齢)

第五十六條 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修學時間外に使用することができる。但し、映畫の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童

についても同様である。【則一、三、四、五、一三、一五條】

(年少者の證明書)

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を證明する戸籍證明書を事業場に備え付けなければならぬ。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。【則一、六乃至九條】

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。【則一〇條、民法四條】

第五十九條 未成年者は、獨立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。【民法四九條】  
(年少者の労働時間及び休日)

(深夜業)

第六十二條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間に於いて使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

労働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六號、第七號、第十三號、第十四號及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四號の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第三項の時刻は、

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、満十五才以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四才以上を含む。）で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一條 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六條の協定による場合においても、一日について二時間、二週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

労働基準法



労働基準法

午後九時及び午前六時とする。【則一一條】

(危険有害業務の就業制限)

第六十三條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、發火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を發散する場所又は高温若しくは高壓の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範圍及び前項の一定の業務の範圍は、命令で定める。【則一二乃至一四條】

(坑内労働の禁止)

第六十四條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子

子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範圍は、命令で定める。【則一六條】

(歸郷旅費)

第六十八條 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に歸すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。【則一七條】

第七章 技能者の養成

(本章中「一」内の「程」は技能者養成規程を指す。)

(徒弟の弊害排除)

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、養成工その他名稱の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

労働基準法

を坑内で労働させてはならない。

(産前産後)

第六十五條 使用者は、六週間以内に出産する豫定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について醫師が支障がないと認められた業務に就かせることは、差し支えない。使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の輕易な業務に轉換させなければならない。【通一七號】

(育児時間)

第六十六條 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。【通一七號】

(生理休暇)

第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女

(技能者の養成)

第七十條 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に關する規程は、命令で定める。

前項の規定に基いて發する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の危険有害業務の就業制限に關する規定について、別段の定をすることができる。【程一乃至二七條】

第七十一條 使用者は、前條の規定に基いて發する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、豫めその員數、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇入れた場合においては、行政官廳に届け出て、技能を習得する者であることの證明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。【程二八乃至



三二、三四、三五條

第七十二條 前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない。

第七十三條 第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の條件に反した場合においては、行政官廳は、第七十條の認可を取り消すことができる。

第七十四條 第七十條の規定に基いて發する命令は、技能者養成委員會に諮問してこれを定める。

技能者養成委員會の委員は、關係ある労働者を代表する者、關係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に關する主務大臣が各々同數を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員會に關し必要な事項は、命令で定める。【昭和二十二年一〇月二三〇號】

第八章 災害補償

第七十五條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

前項に規定する業務上の疾病及び療養の範圍は、命令で定める。【副三五、三六、三七、三九條・通一七號・健保法四三條】

(休業補償) 第七十六條 労働者が前條の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。【副三八、三九條・健保法四五乃至四七條】

(障害補償) 第七十七條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身體に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に應じて、平均賃金に別表第一に定める日數を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。【副四〇、四七條・厚労法三六乃至三七條ノ二】

(休業補償及び障害補償の例外) 第七十八條 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償

均賃金に別表第二に定める日數を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。【副四二、四三、四六、四七條】

(補償を受ける権利) 第七十九條 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて變更されることはない。

補償を受ける権利は、これを讓渡し、又は差し押え

てはならない。【民法五一〇條】

(他の法律との關係) 第八十條 補償を受けるべき者が、同一の事由によつて、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相當する保険給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免

れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。【副四四條・通一七號】

(審査及び仲裁) 第八十二條 使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替へ、平均賃金に別表第二に定める日數を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。【副四二、四三、四六、四七條】

(補償を受ける権利) 第八十三條 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて變更されることはない。

補償を受ける権利は、これを讓渡し、又は差し押え

てはならない。【民法五一〇條】

(他の法律との關係) 第八十四條 補償を受けるべき者が、同一の事由によつて、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相當する保険給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免

れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。【副四四條・通一七號】

(審査及び仲裁) 第八十二條 使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替へ、平均賃金に別表第二に定める日數を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。【副四二、四三、四六、四七條】

(補償を受ける権利) 第八十三條 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて變更されることはない。

補償を受ける権利は、これを讓渡し、又は差し押え

てはならない。【民法五一〇條】

(他の法律との關係) 第八十四條 補償を受けるべき者が、同一の事由によつて、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相當する保険給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免

れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。【副四四條・通一七號】



労働基準法

第八十五條 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の實施に關して異議のある者は、行政官廳に對して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があると認める場合においては、職權で審査又は事件の仲裁をすることができ、行政官廳は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、醫師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。【通一七號】

(労働者災害補償審査委員會)

第八十六條 前條の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査委員會の審査又は仲裁を請求することができる。

この法律による災害補償に關する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査委員會の審査又は仲裁を経なければならぬ。

労働者災害補償審査委員會の委員は、労働者を代表

目は、命令で定める。【則三六乃至四八條・通一七號】

第九章 就業規則

(作成及び届出の義務)

第八十九條 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官廳に届け出なければならない。これを變更した場合においても同様である。

一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時轉換に關する事項

二 賃金の決定、計算及び支拂の方法、賃金の締切及び支拂の時期並びに昇給に關する事項

三 退職に關する事項

四 退職手當その他の手當、賞與及び最低賃金額の定をする場合においては、これに關する事項

五 労働者に食費、作業用品その他の負擔をさせる定をする場合においては、これに關する事項

六 安全及び衛生に關する定をする場合においては、これに關する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に關する定をする労働基準法

する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同數を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査委員會に關し必要な事項は、命令で定める。【昭和二二年八月政令一七六號・通一七號】

(請負事業に關する例外)

第八十七條 事業が數次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者とする。但し、二以上の下請負人に同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた下請負人に對して、まづ催告すべきことを請求することができる。但し、その下請負人が破産の宣告を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。

(補償に關する細目)

第八十八條 この章に定めるものの外、補償に關する細

場合においては、これに關する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度に關する事項

九 前各號の外、當該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに關する事項使用者は、必要がある場合においては、賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に關する事項については、各々別に規則を定めることができる。【則四九條・通一七號】

(作成の手續)

第九十條 使用者は、就業規則の作成又は變更について、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。使用者は、前條第一項の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添附しなければならない。【通一七號】

(制裁規定の制限)

第九十一條 就業規則で、労働者に對して減給の制裁を



労働基準法

定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支拂期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。〔通一七號〕

(法令及び労働協約との関係)

第九十二條 就業規則は、法令又は當該事業場について適用される労働協約に反してはならない。

行政官廳は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることが出来る。〔罰五〇條〕

(効力)

第九十三條 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働協約は、その部分については無効とする。この場合において無効となつた部分は、就業規則で定める基準による。

第十章 寄宿舍

(本章中「」内の「程」は事業附属寄宿舍規程を指す)

(寄宿舍生活の自治)

第九十四條 使用者は、事業の附属寄宿舍に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他寄宿舍生活の自治に必要

要な役員の選任に干渉してはならない。〔通一七號〕

(寄宿舍生活の秩序)

第九十五條 事業の附属寄宿舍に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舍規則を作成し、行政官廳に届け出なければならぬ。これを變更した場合においても同様である。

- 一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項
- 二 行事に関する事項
- 三 食事に関する事項
- 四 安全及び衛生に関する事項
- 五 建設物及び設備の管理に関する事項

使用者は、前項第一號乃至第四號の事項に関する規定の作成又は變更については、寄宿舍に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならぬ。

使用者は、第二項の規定により届出をなすについて、前項の同意を證明する書面を添附しなければならない。

使用者及び寄宿舍に寄宿する労働者は、寄宿舍規則を遵守しなければならない。〔程一乃至五條〕

第九十八條 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準委員会を置く。

労働基準委員会は、労働に関する主務大臣及び都道府県労働基準局長の諮問に應ずるの外、労働条件の基準に關して關係行政官廳に建議することができる。

労働基準委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働基準委員会に關し必要な事項は、命令で定める。〔昭和二年八月政令一七四號二四乃至三一條・通一七號〕

第九十九條 労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。

労働基準局長、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官を以てこれに充てる。

労働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、命令で定める。

労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働

(寄宿舍の設備及び安全衛生)

第九十六條 使用者は、事業の附属寄宿舍について、換氣、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の收容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、命令で定める。〔程六乃至三九、四一條〕

第十一章 監督機關

(監督組織)

第九十七條 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準局を、各都道府県に都道府県労働基準局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。

労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、數箇の都道府県労働基準局を管轄する地方労働局を置くことができる。

地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署は、労働に關する主務大臣の直接の管理に屬する。

労働基準局の職員並びに地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署の位置、名稱、管轄區域及び職員の設定は、命令で定める。〔昭和二年八月政令一七四號一乃至九條・四五一條〕

労働基準法



基準監督官分限委員会の同意を必要とする。〔昭和二年八月政令一七四號、一〇乃至二三條、三二乃至三五條〕

第百條 労働基準局長は、労働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府縣労働基準局長を指揮監督し、労働基準に關する法令の制定、改廢、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準委員會、中央貸金委員會、技能者養成委員會及び労働基準監督官分限委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を受けて、管内の都道府縣労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

都道府縣労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準委員會、地方貸金委員會及び労働者災害補償審査委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準監督署長は、都道府縣労働基準局長の指揮

う調査の場合に、これを準用する。〔女子年少者労働基準規則一八條〕

（労働基準監督官の権限）

第百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建設物に臨檢し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。

醫師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかつた疑のある労働者の檢診をすることができる。

労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を収去することができる。

前三項の場合において、労働基準監督官は、その身分を證明する證票を携帯しなければならない。〔四五條〕

第百二條 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第百三條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物、設備、原料又は材料が、安全及び

監督を受けて、この法律に基く臨檢、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他この法律の實施に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準局長、地方労働局長及び都道府縣労働基準局長は、下級官廳の権限を自ら行い、又は所屬の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に、勸告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に對して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閱覽し、又は閱覽せしめることができる。

第百一條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行

衛生に關して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第五十五條の規定による行政官廳の権限を即時に行うことができる。

（監督機關に對する申告）

第百四條 事業場に、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反する事實がある場合においては、労働者は、その事實を行政官廳又は労働基準監督官に申告することができる。

使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に對して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

（労働基準監督官の義務）

第百五條 労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。労働基準監督官を退官した後においても同様である。

第十二章 雜 則

（法令規則の周知義務）

第百六條 使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令の要旨並びに就業規則を、常時各作業場の見



労働基準法

易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令のうち、寄宿舎に關する規定及び寄宿舎規程を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。【則一二條】

(労働者名簿)

第七條 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日雇い入れられる者を除く。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他命令で定める事項を記入しなければならない。

前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。【則五三、六三條】

(賃金台帳)

第八條 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他命令で定める事項を賃金支拂の程度遅滞なく記入しなければならない。【則五四、五五條、五七、五七條】

(記録の保存)

第九條 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働關係に關する重要な書類を三年間保存しなければならない。【則五六條】

(報告の義務)

第十條 使用者又は労働者は、この法律の施行に關して、行政官廳又は労働基準監督官から要求のあつた場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。【則五七、五八、五九條】

(無料證明)

第十一條 労働者及び労働者にならうとする者は、その戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、無料で證明を請求することができる。使用者が、労働者及び労働者にならうとする者の戸籍に關して證明を請求する場合においても同様である。【則一七號】

(國及び公共團體についての適用)

第十二條 この法律及びこの法律に基いて發する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずべきものについても適用あるものとする。

(命令の制定)

第十三條 この法律に基いて發する命令は、その草案について、公聽會で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

(附加金の支拂)

第十四條 裁判所は、第二十條、第二十六條、第三十一條若しくは第三十七條の規定に違反した使用者又は第三十九條第三項の規定による平均賃金を支拂わなかつた使用者に對して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支拂わなければならない金額についての未拂金の外、これと同一額の附加金の支拂を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内しなければならない。

(時効)

第十五條 この法律の規定による賃金、災害補償その他の請求権は、二年間これを行使しない場合においては、時効によつて消滅する。

(船員についての適用特例)

第十六條 第一條乃至第十一條、第十七條乃至第百

労働基準法

十九條及び第二百一十一條の規定を除くの外、この法律は、船員法による船員については、これを適用しない。【則五三條】

第十三章 罰 則

第十七條 第五條の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千萬圓以上三萬圓以下の罰金に處する。

第十八條 第六條、第四十八條、第五十六條又は第六十四條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第十九條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第三條、第四條、第七條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條、第二十條、第二十二條、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第



労働基準法

九十六條又は第四百條第二項の規定に違反した者  
 二 第三十三條第二項、第五十四條第二項又は第五十五條第一項の規定による命令に違反した者  
 三 第四十條の規定に基いて發する命令に違反した者  
 四 第七十一條第一項の規定により認可を受けた員數、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法に違反した者  
 第百二十條 左の各號の一に該當する者は、五千圓以下の罰金に處する。

一 第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第一百五條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九條の規定に違反した者  
 二 第十八條第二項の規定により認可を受けた保管及

び返還の方法に違反した者  
 三 第五十三條第三項、第五十五條第二項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者  
 四 第百一條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者  
 五 第百十條の規定による行政官廳又は労働基準監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者  
 第百二十一條 この法律の違反行為をした者が、當該事業の労働者に關する事項について、事業主のたに行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に對しても各本條の罰金刑を科する。

但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においては

その法定代理人を事業主とする。以下本條において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計畫を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。

附 則

第百二十二條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。（本法の施行期日を定める政令は末尾に掲載する。）

第百二十三條 工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、黄燐燐寸製造禁止法及び昭和十四年法律第八十七號は、これを廢止する。

第百二十四條 鑛業法の一部を次のように改正する。  
 第七十一條第二號、第六章及び第七十五條乃至第八十條ノ四を削除し、第九十七條第三號及び第四號を削る。

第百二十五條 砂鑛法の一部を次のように改正する。  
 第二十三條第一項中「第七十六條乃至第七十九條」を削り、同條第二項を削る。

労働基準法

第百二十六條 労働組合法の一部を次のように改正する。

第三十二條 削除

第百二十七條 第十八條第二項、第四十九條、第五十七條、第六十條乃至第六十三條、第八十九條、第九十五條及び第百六條乃至第百八條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、これを適用しない。

第百二十八條 この法律施行の際、満十二才以上の児童に係るものについては、同項の期間中は、なお従前の規定による。

第百二十九條 この法律施行の際、満十六才以上の男子を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は、これを適用しない。

第百二十九條 この法律施行前、労働者が業務上負傷







### ◎労働基準法施行規則

(昭和二十二年八月三十日  
厚生省令第二十三號)

労働基準法施行規則を、次のように定める。

#### 労働基準法施行規則

- 第一條** 労働基準法(以下法という。)第八條第十七號の事業又は事務所は、次に掲げるものとする。
- 一 辯護士、辯理士、計理士、稅務代理人、公證人、執行吏、司法醫士、代書、代願及び獸醫師の事業
  - 二 派出婦會、速記士會、筆耕者會その他派出の事業
  - 三 法第八條第一號乃至第十五號の事業の該當しない法人又は團體の事業又は事務所【法八條】
- 第二條** 法第十二條第五項の規定による賃金の總額に算入すべきものの範圍は法第二十四條第一項但書の規定による労働協約の別段の定に基いて支拂われる通貨以外のものとする。
- 前項の場合における評價額はこれを労働協約においてあわせ定めなければならない。
- 前項により定められた評價額を不適當と認めた場合

においては、都道府縣労働基準局長は、これに代るべきものを定めることができる。【法一一、二四條】

**第三條** 試の使用期間中に平均賃金を算定すべき事由が発生した場合においては、法第十二條第三項の規定にかかわらず、その期間中の日數及びその期間中の賃金は、同條第一項及び第二項の期間並びに賃金の總額に算入する。【法一二條】

**第四條** 法第十二條第三項第一號乃至第三號の期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前三箇月以上にわたる場合又は雇入れの日以前平均賃金を算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府縣労働基準局長の定めるところによる。【法一二條】

**第五條** 使用者は、法第十五條第一項の規定に基いて、次の事項について労働条件を明示しなければならない。

- 一 就業の場所及び従事すべき業務に關する事項
- 二 法第八十九條第一項第一号乃至第九號に規定する事項
- 三 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる場合においては、寄宿舎規則に定める事項【法一五條】

**第六條** 使用者は、法第十八條第二項の規定に基いて、労働者の貯蓄金を管理しようとする場合には、様式第一號によつて所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。【法一八條】

**第七條** 使用者は、法第十九條第一項但書後段又は法第二十條第一項但書前段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第二號、法第二十條第二項但書後段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長の認定を受けなければならない。【法一九、二〇條】

**第八條** 法第二十四條第二項但書の規定による臨時に支拂われる賃金、賞與に準ずるものは次に掲げるものとする。

- 一 一箇月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手當
- 二 一箇月を超える一定期間の繼續勤務に對して支給される勤続手當
- 三 一箇月を超える期間にわたる事由により算定される獎勵加給又は能率手當【法二四條】

**第九條** 法第二十五條の規定による使用者が賃金を支拂

うべき場合は、同條に規定する場合の外、次に掲げるものとする。

- 一 婚禮又は葬儀の場合
- 二 やむを得ない事由によつて、一週間以上にわたる歸郷する場合【法二五條】

**第十條** 使用者の責に歸すべき事由による休業期間中に労働者が賃金の一部を受けた場合は、使用者は、法第二十六條の規定によつて、當該労働者にその平均賃金とその部分との差額の百分の六十以上の手當を支拂わなければならない。【法二六條】

**第十一條** 法第三十一條第一號の認定は、様式第四號、同條第三號の許可は様式第五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。【法三一條】

**第十二條** 常時十人に満たない労働者を使用する使用者が法第三十二條第二項の規定による定をした場合には、その定を所轄労働基準監督署長に届け出るとともに、法第六條の規定に準じて、これを労働者に周知させなければならない。【法三一、一〇六條】

**第十三條** 使用者は、法第三十三條第一項の規定によつ



労働基準法施行規則

て労働時間を延長する場合又は延長した場合には、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受け又はこれに届け出なければならぬ。【法三三條】

第十四條 法第三十三條第二項の規定による命令は、様式第七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。【法三三條】

第十五條 法第三十四條第二項但書の規定による許可は、様式第八號によつて所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならぬ。【法三四條】

第十六條 使用者は、法第三十六條の協定をする場合には、時間外又は休日の労働をさせる必要がある具體的事由、業務の種類、労働者の数並びに延長すべき時間又は労働させるべき休日について、協定しなければならぬ。

前項の協定は、三箇月を超えてこれを定めてはならない。【法三六條】

第十七條 前條の規定による協定は、様式第九號によつて、これを所轄労働基準監督署長に届け出なければならぬ。【法三六條】

じん、蒸気又は瓦斯を發散する場所における業務

十 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務【法三六條】

第十九條 法第三十七條第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各號の金額に法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間数若しくは休日の労働時間数又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間数を乗じた金額とする。

一 時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その全額を一日の所定労働時間数で除した金額、但し日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数で除した金額、但し、週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週労働基準法施行規則

第十八條 法第三十六條但書の規定による労働時間の延長が二時間を超えてはならない業務は、次ののとす

一 多量の高熱物體を取扱う業務及び著るしく暑熱な場所における業務

二 多量の低温物體を取扱う業務及び著るしく寒冷な場所における業務

三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

五 異常気壓下における業務

六 さく岩機、紙打機等の使用によつて身體に著るしい振動を與える業務

七 重量物の取扱等重激なる業務

八 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄燐、弗素、鹽素、鹽酸、硝酸、亞硫酸、硫酸、二硫化炭素、胃酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉

間における一週平均所定労働時間数で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額、但し、月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年における一月平均所定労働時間数で除した金額

五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各號に準じて算定した金額

六 出来高拂制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ。）において出来高拂制その他の請負制によつて計算された賃金の總額を當該賃金算定期間における、總労働時間数で除した金額

七 労働者の受ける賃金が前各號の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各號によつてそれぞれ算定した金額の合計額

休日手當その他前項各號に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。【法三七條】

第二十條 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定に



労働基準法施行規則

よつて延長した労働時間又は休日労働時間が午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者にはその時間の労働については、前條各號の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。【法三三、三七條】

第二十一條 法第三十七條第二項の規定によつて、家族手当及び通勤手当の外、次に掲げる賃金は、同條第一項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 臨時に支拂われる賃金
- 四 一箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金【法三七條】

第二十二條 労働者が出張その他事業場外で労働する場合で、労働時間を算定し難い場合には、通常の労働時間労働したものと同みなす。但し、使用者が豫め別段の指示をした場合は、この限りでない。【法三二條】

労働者で、特殊日勤又は一晝夜交替の勤務に就く者については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ又は四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

前項の規定によつて一晝夜交替の勤務に就く者については、夜間繼續四時間以上の睡眠時間を與えなければならぬ。

第一項の特殊日勤の勤務に就く者を使用する使用者は、その員數及び勤務の様態について、様式第十二號によつて豫め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。【法四〇條】

第二十七條 使用者は、法第八條第八號（常時十人以上の労働者を使用する販賣の事業を除く。）第十號（映畫の製作の事業を除く。）第十三號及び第十四號の事業にあつては、法第三十二條の労働時間にかかわらず一日について九時間、一週間について五十四時間まで労働させることができる。

使用者は、法第八條第十三號の事業にあつては、四

労働基準法施行規則

第二十三條 使用者は、宿直又は日直の勤務で斷續的な業務について、様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二條の規定にかかわらず、使用することができる。【法三一、四一條】

第二十四條 使用者が一團として入坑及び出坑する労働者に關し、その入坑開始から入坑終了までの時間について様式第十一號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、法第三十八條第二項の規定の適用については、入坑終了から出坑終了までの時間を、その團に屬する労働者の労働時間とみなす。【法三八條】

第二十五條 使用者は、法第三十九條の規定による年次有給休暇について、繼續一年間の期間満了後、直ちに労働者が請求すべき時季を離かなければならない。但し、使用者は、期間満了前においても、年次有給休暇を與えることができる。

法第三十九條第三項の規定による平均賃金は、有給休暇を與える前に、又は與えた直後の賃金支拂日に支拂わなければならない。【法三九條】

第二十六條 使用者は、法第八條第四號の事業に従事する労働者で、特殊日勤又は一晝夜交替の勤務に就く者については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ又は四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。【法四〇條】

第二十八條 使用者は、法第八條第十一號の事業に従事する労働者で、屋内勤務者三十八人未満の郵便局において、郵便、電信又は電話の業務に従事する者については、四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の規定にかかわらず、その定によつて労働させることができる。【法四〇條】

第二十九條 使用者は、警察官吏、消防官吏、又は常備消防隊員については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ、又は四週間を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の規定にかかわらず、その定によつて労働させることができる。【法四〇條、四二條】

第三十條 第二十六條、第二十八條及び第二十九條の規定の適用を受ける女子については、法第三十六條の規



毒性、劇性その他有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び粘膜の疾患

三十三 患者の検診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の惧れある業務に因る各種傳染性疾患

三十四 濕潤地における業務に因るワイル氏病

三十五 屋外労働に起因する恙虫病

三十六 動物又はその屍體、獸毛、革その他動物性の物及び、ほろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及痘瘡

三十七 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病

三十八 その他業務に起因することの明かな疾病〔法七五、八八條〕

第三十六條 法第七十五條第二項の規定による療養の範圍は、次に掲げるものにして、療養上相當と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 藥劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容

算した額を超えてはならない。

一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

二 第八級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

三 第五級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

別表第一に掲げるもの以外の身體障害がある者については、その障害程度に應じ、別表第一に掲げる身體障害に準じて、障害補償を行わなければならない。

既に身體障害がある者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該當する障害補償の金額より、既にあつた障害の該當する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行わなければならない。〔法七七、八八條〕

第四十一條 使用者は、法第七十八條の規定による重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、様式第十五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。〔法七八、八八條〕

労働基準法施行規則

五 看護

六 移送 〔法七五、八八條〕

第三十七條 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附屬建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく醫師に診断させなければならぬ。〔法七五、八八條〕

第三十八條 法第七十六條の規定によつて休業補償を受けるべき期間内にその補償を受けるべき者が、使用者より賃金の一部を支拂われる場合には、使用者は、平均賃金とその部分の差額の百分の六十の休業補償を行わなければならない。〔法七五、八八條〕

第三十九條 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。〔法七五、七六、八八條〕

第四十條 障害補償を行ふべき身體障害の等級は、別表第一による。

別表第一に掲げる身體障害が二以上ある場合は、重い身體障害の該當する等級による。

次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身體障害の該當する等級による障害補償の金額を合

第四十二條

遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をなくとも事實上婚姻と同様の關係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者が不在の場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にして實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして實父母を後にする。〔法七九、八八條〕

第四十三條 前條の規定に該當する者が不在場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前項の規定に該當する者が不在場合には、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前條の規定に該當しない者とし、その順位は、前條第二項に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、労働者が、遺言又は使用者に對してした豫告で、これらの者の中の特定の者



労働基準法施行規則

定は、これを適用しない。【法三六條】

第三十一條 法第八條第四號、第八號、第九號、第十號、第十一號、第十三號、第十四號及び第十六號の事業については、法第三十條第二項の規定は、これを適用しない。【法四〇條・則六一條】

第三十二條 使用者は、第二十八條にかかざる者及び法第八條第四號の事業又は郵便の事業に従事する労働者で、長距離輸送の列車又は船舶に乗務する車掌、荷扱手その他これに準ずる者については、その員数及び勤務の態様について、様式第十三號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、休憩時間と與へないことができる。【法四〇條】

第三十三條 警察官吏、消防官吏、常備消防職員、監獄官吏及び矯正院教官については、法第三十四條第三項の規定は、これを適用しない。【法四〇條】

第三十四條 法第四十一條第三號の規定による許可は、従事する労働の態様及び員数について、様式第十四號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならぬ。【法四一條】

第三十五條 法第七十五條第二項の規定による業務上の

疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 負傷に起因する疾病
- 二 重激なる業務に因る筋肉、腱、關節の疾病並びに内臓病
- 三 高熱、刺激性の瓦斯若しくは蒸氣、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
- 四 ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
- 五 暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六 暑熱な場所における業務又は高熱物體を取扱う業務に因る二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物體を取扱う業務に因る二度以上の凍傷
- 七 粉塵を飛散する場所における業務に因る塵肺症及びこれに伴う肺結核
- 八 地下作業に因る眼球震盪症
- 九 異常気壓下における業務に因る潜函病その他の疾病
- 十 製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎

十一 さく岩機、鋸刃機等の使用により身體に著しい振動を與える業務に因る神経炎その他の疾病

十二 強烈な騒音を發する場所における業務に因る耳の疾患

十三 電信手、ダイピスト、筆耕手等の手指の凍傷及び書症

十四 鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその續發症

十五 水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその續發症

十六 マンガン又はその化合物に因る中毒及びその續發症

十七 クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病

十八 亜鉛その他の金屬蒸氣に因る金屬熱

十九 砒素又はその化合物に因る中毒及びその續發症

二十 磷又はその化合物に因る中毒及びその續發症

二十一 硝氣又は亜硫酸ガスに因る中毒及びその續發症

労働基準法施行規則

二十二 硫化水素に因る中毒及びその續發症

二十三 二硫化炭素に因る中毒及びその續發症

二十四 一酸化炭素に因る中毒及びその續發症

二十五 青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその續發症その他の疾病

二十六 硝酸、苛性アルカリ、鹽素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺激性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症

二十七 ベンゼン又はその同族體並びにそのニトロ及びアミノ誘導體に因る中毒並びにその續發症

二十八 アセトン又はその他の溶劑に因る中毒並びにその續發症その他の疾病

二十九 前二號以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその續發症その他の疾病

三十 煤煙、礦物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、濕疹その他皮膚疾患

三十一 煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、礦物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原發性上皮癌

三十二 第十四號乃至第三十一號に掲げるもの以外の



毒性、劇性その他有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び粘膜の疾患

三十三 患者の檢診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の恐れある業務に因る各種傳染性疾患

三十四 濕潤地における業務に因るワイル氏病

三十五 屋外労働に起因する恙虫病

三十六 動物又はその屍體、獸毛、草その他動物性の物及び、ほろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及痘瘡

三十七 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病

三十八 その他業務に起因することの明かな疾病〔法七五、八八條〕

第三十六條 法第七十五條第二項の規定による療養の額は、次に掲げるものにして、療養上相當と認められるものとする。

- 一 診 察
- 二 藥劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容

算した額を超えてはならない。

一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

二 第八級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

三 第五級以上に該當する身體障害が二以上ある場合

別表第一に掲げるもの以外の身體障害がある者については、その障害程度に應じ、別表第一に掲げる身體障害に準じて、障害補償を行わなければならない。

既に身體障害がある者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該當する障害補償の金額より、既にあつた障害の該當する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行わなければならない。〔法七七、八八條〕

第四十一條 使用者は、法第七十八條の規定による重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、様式第十五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。〔法七八、八八條〕

労働基準法施行規則

五 看 護

第六 送 送〔法七五、八八條〕

第三十七條 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附屬建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく醫師に診斷させなければならぬ。〔法七五、八八條〕

第三十八條 法第七十六條の規定によつて休業補償を受けるべき期間内にその補償を受けるべき者が、使用者より賃金の一部を支拂われる場合には、使用者は、平均賃金とその部分の差額の百分の六十の休業補償を行わなければならない。〔法七六、八八條〕

第三十九條 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。〔法七五、七六、八八條〕

第四十條 障害補償を行ふべき身體障害の等級は、別表第一による。

別表第一に掲げる身體障害が二以上ある場合は、重い身體障害の該當する等級による。

次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身體障害の該當する等級による障害補償の金額を合

第四十二條 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしないと事實上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者が不在の場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にして實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして實父母を後にする。〔法七九、八八條〕

第四十三條 前條の規定に該當する者が不在場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前項の規定に該當する者が不在場合には、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前條の規定に該當しない者とし、その順位は、前條第二項に掲げる順序による。

前二項の規定にかかわらず、労働者が、遺言又は使用者に對してした豫告で、これらの者の中の特定の者



労働基準法施行規則

を指定した場合には、これに従う。〔法七九、八八條〕

第四十四條 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。〔法七九、八八條〕

第四十五條 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、遺族補償を受ける権利を失う。

前項の場合には、使用者は、前三條の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。〔法七九、八八條〕

第四十六條 使用者は、法第八十二條の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第二によつて殘餘の補償金額を一時に支拂うことができる。〔法八二、八八條〕

第四十七條 傷害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおつた後、遅滞なくこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後、遅滞なくこれを行い又は支拂わなければならない。

分割補償は、第一回の補償を行つた月より起算して毎年當月に、これを行わなければならない。〔法七七、

一七九、八〇、八二、八八條〕

第四十八條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故發生の日又は診断によつて疾病の發生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の發生した日とする。〔法八八條〕

第四十九條 使用者は、法第八十九條の規定に該當するに至つた場合には、就業規則を作成し、様式第十六號によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。〔法八九條〕

第五十條 法第九十二條第二項の規定による就業規則の変更命令は、様式第十七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。〔法九二條〕

第五十一條 労働基準監督署の位置、名稱及び管轄區域は、別表第三に定めるところによる。〔法九七條〕

第五十二條 法第一條第四項の規定によつて、労働基準監督官が携帯すべき證票は、様式第十八號に定めるところによる。〔法一〇一條〕

第五十三條 労働者名簿には、様式第十九號によつて、法第七條第一項に規定する事項の外、次の事項を記入しなければならない。

- 一 性別
- 二 本籍及び住所
- 三 従事する業務の種類
- 四 雇入又は雇入更新の年月日、契約期間の定めあるものは、その期間、その他雇入に關する重要な事項
- 五 解雇又は退職の年月日、その事由、その他解雇又は退職に關する重要な事項
- 六 死亡の年月日及びその原因〔法一〇七條・四六三條〕

第五十四條 使用者は、法第六條の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金臺帳に記入しなければならない。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 生年月日
- 四 雇入年月日
- 五 従事する業務
- 六 賃金計算期間
- 七 労働日數
- 八 労働時間數

労働基準法施行規則

- 九 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間數、休日労働時間數及び深夜労働時間數
- 十 基本給、手當その他賃金の種類毎にその額
- 十一 法第二十四條第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額

前項第九號の労働時間數は當該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間數を以てこれに代えることができる。

第一項第十號の賃金の種類中に通貨以外のもので支拂われる賃金がある場合には、その評價總額を記入しなければならない。

日々雇入れられる者は一箇月を超えて引續き使用される者を除く。については、第一項第三號、第四號及び第六號は記入するを要しない。



法第四十一條各號の一に該当する労働者については、第一項第八號及び第九號は、これを記入することを要しない。〔法一〇八條〕

第五十五條 法第八條の規定による賃金臺帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引續き使用される日々雇入れられる者を含む。）については様式第二十號、日々雇入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については様式第二十一號によつて、これを調製しなければならない。但し、使用者が様式第二十二號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、異なる様式を用いることができる。〔法一〇八條〕

第五十六條 法第九條の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次の通りとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡退職又は解雇の日
- 二 賃金臺帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入、解雇又は退職に関する書類については、労働者の解雇、退職又は死亡の日
- 四 災害補償に関する書類については、災害補償を終

つた日  
五 賃金その他労働關係に関する重要な書類については、その完結の日〔法一〇九條〕

第五十七條 使用者は、次の各號の一に該当する事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 法第八條に該当するに至つた場合（様式第二十三號）
- 二 賃金その他金品の返還に關して争がある場合（様式第二十四號）
- 三 毎週一回の休日と與える代りに四週間を通じて四日以上の休日と與える場合（様式第二十五號）
- 四 労働者が就業中又は事業場若しくは寄宿舎その他の附屬建物内で負傷し、窒息し又は急性中毒にかかつた場合で、死亡し又は療養のため三日以上の休業を要する見込の場合（事故發生當時休業三日以内の見込の者が療養のため三日以上休業した場合を含む。）（様式第二十六號）
- 五 分割補償を行おうとする場合（様式第二十七號）

六 分割補償を開始した後に殘餘の補償額を一時に支拂う場合（様式第二十八號）

七 災害補償に關して争がある場合（様式第二十九號）

八 元請負人が書面による契約で下請負人に補償の義務を引き寄せさせた場合（様式第三十號）

九 労働協約を締結し又は變更した場合（様式第三十一號）

十 労働者名簿、賃金臺帳その他労働關係に關して保存を要する重要な書類を滅失した場合（様式第三十二號）〔法一一〇條〕

第五十八條 使用者は、次の各號に掲げる事項について、毎年一回それぞれに定める様式によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 適用事業の現狀に關する事項（様式第二十三號）
- 二 歸郷旅費に關する事項（様式第三十三號）
- 三 貯蓄金管理に關する事項（様式第三十四號）
- 四 使用證明の發給に關する事項（様式第三十五號）
- 五 法第二十六條による休業手當の支給に關する事項（様式第三十六號）

労働基準法施行規則

- 六 最低賃金の除外に關する事項（様式第三十七號）
- 七 年次有給休暇に關する事項（様式第三十八號）
- 八 災害補償の實施に關する事項（様式第三十九號）
- 九 制裁に關する事項（様式第四十號）〔法一一〇條〕

附 則

第六十條 この省令は昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第六十一條 この省令施行前に通貨以外のもので支拂われた賃金で、法第十二條第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價については、この省令施行後定めた労働協約を準用する。但し、労働協約によつて別段の定をした場合には、その定による。

第六十二條 第二十九條及び第三十條の規定は、この省令施行の日から一年以内限り、監獄官吏、又は矯正院教官にこれを準用する。

第六十三條 工場法又は鑛業法に基いて調製した従前の



労働基準法施行規則

様式による名簿を使用する使用者は、新たに名簿を調製するまでこれを第五十三條の労働者名簿に代えることができる。

第六十四條 この省令施行の際、現に労働協約を締結している使用者は、この省令施行の日から六箇月以内に様式第三十一號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

別表第一

身體障害等級表

等級	身體障害
第一級 (労働基準法第十條の平均賃金の一三四〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの

等級	身體障害
第二級 (労働基準法第十條の平均賃金の一九〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの
第三級 (労働基準法第十條の平均賃金の一〇五〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの
第四級 (労働基準法第十條の平均賃金の九二〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの
第五級 (労働基準法第十條の平均賃金の七九〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの
第六級 (労働基準法第十條の平均賃金の六七〇日分)	一 両眼が失明したもの 二 精神及び言語の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 三 半身不随となつたもの 四 胸部に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 六 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 七 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 八 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの 九 腕、肘、手、指、趾の機能を著しく障害し、常に介護を要するもの

労働基準法施行規則







第 一 級 (労働基準法第 二条の平均賃金の 一四〇日分)	第 二 級 (労働基準法第 二条の平均賃金の 九〇日分)
<p>九八 七六五</p> <p>一 背柱に畸形を残すもの 二 手の中指の用を失つたもの 三 手の示指及び示指以外の二指の用を失つたもの 四 手の示指以外の二指の用を失つたもの 五 手の示指以外の二指の用を失つたもの 六 手の示指以外の二指の用を失つたもの 七 手の示指以外の二指の用を失つたもの 八 手の示指以外の二指の用を失つたもの 九 手の示指以外の二指の用を失つたもの 一〇 手の示指以外の二指の用を失つたもの</p>	<p>四三二一 〇九八七六五四三二一</p> <p>一 眼の眼力が一・六以下になったもの 二 眼の眼力が一・六以下になったもの 三 眼の眼力が一・六以下になったもの 四 眼の眼力が一・六以下になったもの 五 眼の眼力が一・六以下になったもの 六 眼の眼力が一・六以下になったもの 七 眼の眼力が一・六以下になったもの 八 眼の眼力が一・六以下になったもの 九 眼の眼力が一・六以下になったもの 一〇 眼の眼力が一・六以下になったもの</p>

第 十 級 (労働基準法第 二条の平均賃金の 五〇日分)	第 九 級 (労働基準法第 二条の平均賃金の 四〇日分)
<p>一〇九八 七六五四三二一</p> <p>一 足の第二趾の用を失つたもの、第二趾を併せ二趾の用を失つたもの 二 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 三 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 四 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 五 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 六 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 七 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 八 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 九 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの 一〇 足の第二趾以下の三趾の用を失つたもの</p>	<p>一〇九八 七六五四三二一</p> <p>一 眼の眼力が一・六以下になったもの 二 眼の眼力が一・六以下になったもの 三 眼の眼力が一・六以下になったもの 四 眼の眼力が一・六以下になったもの 五 眼の眼力が一・六以下になったもの 六 眼の眼力が一・六以下になったもの 七 眼の眼力が一・六以下になったもの 八 眼の眼力が一・六以下になったもの 九 眼の眼力が一・六以下になったもの 一〇 眼の眼力が一・六以下になったもの</p>

備考

- 一 視力の測定に萬國式視力表による。屈伸異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 指を失つたものとは、拇指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を失つたものとは、指の末節の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（拇指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 趾の用を失つたものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末關節以上を失つたもの又は蹠趾關節若しくは第一趾關節（第一趾にあつては蹠趾關節）に著しい運動障害を残すものをいう。



別表第二

分割補償の残餘額一時拂表

障害補償	種別		等級	既に支拂つた分割補償が一年分のとき	支拂	高
	種別	区分				
第一級	第一級	第一級	一、一三二日分	同	二年分のとき	九一九日分
第二級	第二級	第二級	一、〇〇五日分	同	三年分のとき	六九九日分
第三級	第三級	第三級	八八七日分	同	四年分のとき	四七三日分
第四級	第四級	第四級	七七四日分	同	五年分のとき	二四〇日分
第五級	第五級	第五級	六七〇日分	同	同	二一三日分
第六級	第六級	第六級	五六六日分	同	同	一八八日分
第七級	第七級	第七級	四七二日分	同	同	一六四日分
第八級	第八級	第八級	三七七日分	同	同	一四二日分
第九級	第九級	第九級	二九七日分	同	同	一二〇日分
第一〇級	第一〇級	第一〇級	二二六日分	同	同	一〇〇日分

別表第三(省略)

遺族補償	種別			
	第一級	第二級	第三級	第四級
第一級	一七〇日分	一三八日分	一〇五日分	七一日分
第二級	一一八日分	九六日分	七三日分	四九日分
第三級	七五日分	六一日分	四七日分	三二日分
第四級	四二日分	三四日分	二六日分	一八日分
遺族補償	八四九日分	六八九日分	五二四日分	三五五日分



様式第一號

貯蓄金管理認可申請書

事業の種類	事業の種類		事業の名称	事業の所在地	
	事業の種類	事業の名称			
保管の方法	事業預金の場合	預金先の名稱	預金人の名義	利率	計算方法
	右以外の場合				
返還の方法	返還に要する期間	返還の態様	管理の状況を周知させる方法を参考事項		
参考事項	年 月 日 使用者 職 氏 名				

記載心得

労働基準監督署長殿

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、預金人の名義は、個人別預金の場合はその旨を、一括預金の場合は名義人の職氏名を記入すること。
- 三、計算方法は、利息計算についての期間その他の方法を記入すること。
- 四、返還の態様は、現金、小切手、通帳等の別を記入すること。
- 五、参考事項は、事業預金以外の場合についての定期、當座の別その他必要な事項を記入すること。

様式第二號

解雇制限 除外認定申請書

事業の種類	事業の種類		事業の名称	事業の所在地
	事業の種類	事業の名称		
事由	天災事變	発生年月日	事業の繼續が不可能となつた具體的事項	使用者 職 氏 名
	その他の事由			
除外を受ける者とする労働者の範囲	業務上の傷病により療養する者	男子	人	計 人
	産前産後の女子	女子	人	
法第二十條第一項但書前段の事由に基き即時解雇せんとする者		男子	人	計 人
年 月 日		使用者 職 氏 名		

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

労働基準法施行規則



●様式第三號

解雇豫告除外認定申請書

事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類
労働者の氏名	性別	生年月日	雇入年月日	事業の種類	平均賃金額
					労働者の責に歸すべき事由

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、労働者の責に歸すべき事由は、具體的詳細に記入すること。

●様式第四號

精神又は身體の障害による最低賃金除外認定申請書

事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類

- 一、労働者の氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務の種類
- 三、精神又は身體の障害の態様
- 四、最低賃金額
- 五、支拂おうとする賃金額
- 六、その他参考となるべき事項

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、従事せしめようとする業務の種類及び精神又は身體の態様は當該労働者の障害が作業に及ぼす程度を明らかにすることく詳細に記入すること。
- 三、従前最低賃金除外の認定をうけたことがある労働者については、その他参考となるべき事項欄に其の概要を記載すること。

●様式第五號の一

試の使用期間中の者についての最低賃金除外許可申請書

事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類

労働基準法施行規則



労働基準法施行規則

- 一、労働者氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務
- 三、試の試用期間
- 四、最低賃金額
- 五、支拂おうとする賃金額
- 六、最低賃金除外を必要とする理由

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第五號の二

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外許可申請書

(個人許可)

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、労働者の氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務の種類
- 三、当該労働者の所定労働時間
- 四、所定労働時間短縮の事由
- 五、最低賃金額
- 六、支拂おうとする賃金額

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第五號の三

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外申請書

(包括許可)

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、最低賃金を下る賃金を支拂おうとする労働者の範囲及び申請時における労働者数
- 二、所定労働時間
- 三、前號の所定労働時間を定めた理由
- 四、支給しようとする賃金の最低額

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得

一、事業の種類は工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。  
 二、第一號の範囲は作業場、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること。  
 三、第四號に關する定は、性別、年齢、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること。

労働基準法施行規則



●様式第六號

非常災害等の事由による労働時間延長許可申請書届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	発生年月日	延長時間
	期間	業務の種類
		労働者数
		男
		女
		計

年 月 日

使用者 職 氏 名 〇

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、延長時間は、一回限りのものについてはその始期、終期を記入することとし、数日に亘るものについては各日の延長時間を記入すること。
- 三、期間は数日に亘る場合にのみ記入すること。

●様式第七號

代休附與命令書

事業の名称

事業の所在地  
使用者職氏名

右の者に對して、  
年 月 日 届出の労働時間の延長を不適當と認め次の休憩を與えるべきことを命ずる。

休憩時間  
年 月 日  
（不適當と認める理由）

労働基準監督署長 印

●様式第八號

一せい休憩除外許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一、休憩時間を一せいに與えることのできない事由
- 二、業務の種類
- 三、始業及び終業の時刻
- 四、休憩時間及びその與え方並びに該當労働者の員數
- 五、期間

年 月 日

労働基準監督署長殿

労働基準法施行規則

使用者 職 氏 名 〇



労働基準法施行規則

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入すること。
- 二、期間は一年以内とすること。

様式第九號の一

年 月 日

事業の種類  
事業の名稱  
事業の所在地

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名 ㊦

時間外労働に関する協定届

労働基準法第三十六條の規定に基づいて、左のように協定したから御届けする。

時間外労働をさせる必要のある具體的事由

業務の種類	労働者員數		所定労働時間	八時間を 超える 延長時間	延長の場合に於ける始 業、終業の時刻及び休 憩時間	期 間
	男	女				

協定成立年月日

右の通り時間外労働をすることを協定した。

使用者 職 氏 名 ㊦  
労働者代表 氏 名 ㊦

記載心得

事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第九號の二

年 月 日

事業の種類  
事業の名稱  
事業の所在地

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名 ㊦

休日労働に関する協定届

労働基準法第三十六條の規定に基づいて、左のように協定したから御届けする。

休日労働をさせる必要のある具體的事由

業務の種類	労働者員數	所定休日	始業及終業時刻	休憩時間	期 間

労働基準法施行規則



労働基準法施行規則

協定成立年日

右の通り休日労働をすることを協定した。

六四

使用者 氏 名  
労働代表者 氏 名

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、所定休日には協定によつて労働すべき休日を記入すること。

● 様式第十號

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	宿直	
			総員数	一回の宿直員数
就労設備の備			宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における人の宿直回数
態勤務の様				一回の宿直手當

日	総員数	一面の日直員数	日直	
			日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における人の日直回数
態勤務の様				一回の日直手當

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 氏 名

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく

詳細に事業の内容を記入すること。

● 様式第十一號

集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書

種	種	種	種
業務の種類	事業の名称	事業の所在地	入坑に要する時間
就	業	場	所
			一團の員数

労働基準法施行規則

六五



労働基準監督署長殿

使用者

職

氏

名

印

年 月 日

● 様式第十二号

特殊日勤許可申請書

様態の務動	特殊日勤の勤務に就く者の員数	乗務の種類
	乗務の種類	
事業の種類		事業の名称
		事業の所在地

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職

氏

名

印

記載心得  
 一、事業の種類は 道路、鐵道、軌道の別、旅客又は貨物の別が解るようになるべく詳細に記入すること。  
 二、勤務の態様は 始業終業の時刻、交替制の有無、労働の繁閑を詳細に記入し、勤務表を添付すること。

● 様式第十三号

休憩除外許可申請書

様態の務動	休憩を除外しようとする者の員数	乗務の種類
	乗務する列車の區間	休憩を與えないで労働させる最長時間
事業の種類		事業の名称
		事業の所在地

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職

氏

名

印



労働基準法施行規則

記載心得

- 一、事業の種類は、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、勤務の様子は事務の取扱量、労働の繁閑その他を記入すること。
- 三、乗務する列車の区間は、施行規則第二十八條に掲げる者については、記入することを要しないこと。

様式第十四號

監視に従事する者に対する適用除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
監視	業務の種類	員數
監視	労働の態様	
断続的労働		

年 月 日

住所

使用者

職

氏

名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細

- に事業の内容を記入すること。
- 二、労働の様子は始業終業の時刻、断続の状況等を詳細に記入すること。

様式第十五號

業務傷病に関する重大過失認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働者の氏名	生年月日	性別
	業務の種類	就業の場所
	雇入年月日	
負傷疾病の別	發生年月日	傷病の部位
	病	病
重大過失と認められる理由	状態	負傷し又は疾病にかかった場合

事實を證明する書面は別添の通りである。

年 月 日

使用者

職

氏

名

労働基準監督署長殿

記載心得

事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

労働基準法施行規則



労働基準法施行規則

●様式第十六號

就業規則 変更届

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
一、就業規則又はその變更事項		別添の通り
二、意見の聴取年月日		別添の通り
三、意見書		別添の通り

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、別添の意見書には、賛否の詳細を記載し、労働者代表に署名捺印させること。

●様式第十七號

就業規則變更命令書

事業の名稱  
事業の所在地

使用者氏名  
右の者に對し、労働基準法第九十二條第二項の規定により、その就業規則の中次の事項について變更すべきことを命ずる。

- 一
- 二 (變更を命ずる理由)

年 月 日

労働基準監督署長 印

●様式第十八號

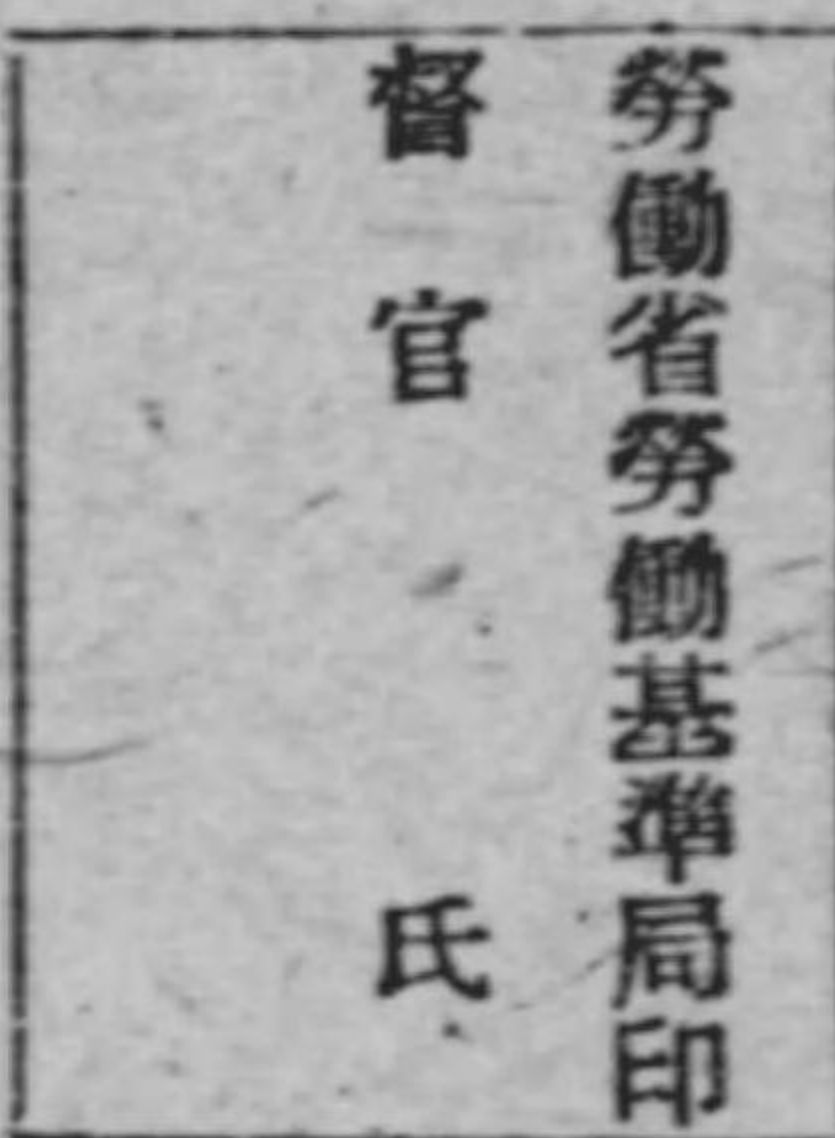
労働基準監督官證票

第 號 昭和 年 月 日交付

表

労働基準監督官 氏

名



労働基準法施行規則



労働基準法施行規則

(縦 十センチメートル 横 八センチメートル)  
 醫師たる労働基準監督官については氏名の左側に醫師免許番號を記入する。

裏

労働基準法第百一條 労働基準監督官は、事業場寄宿舎その他の附属建築物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。  
 醫師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかつた疑のある労働者の検診をすることができる。  
 労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を収去することができる。  
 前三項の場合において、労働基準監督官は、その身分を證明する證票を携帯しなければならない。  
 労働基準法第百二條 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。  
 労働基準法第百三條 労働者を就業させる事業の建築物、寄宿舎その他の附属建築物、設備、原料又は材料が、安全及び衛生に關して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第五十五條の規定による行政官廳の權限を即時に行うことができる。  
 労働基準法第百二十條 第百一條の規定による労働基準監督官の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者は五千圓以下の罰金に處する。

● 様式第十九號 労働者名簿

性別 氏名	從事する 業務の種類	本籍	住所
生年 月日			

死亡	年 月 日	原因	履 歴	退 解 雇 又 は 職	年 月 日	更新年月日	契約期間	その他
					其 の 他			

記載心得

- 一、雇入の、その他の欄には雇入の際の健康診断の結果の労働者の健康の保持のために留意すべき事項等を記入すること。
- 二、雑欄には、労働者が同一日に他の事業場にも就業する場合における他の事業場の労働時間、労働者が遺族補償を受けるべき者を豫告した場合におけるその者の氏名、住所、労働者との續柄及び豫告の年月日その他使用者が必要と認める事項を記入すること。



賃金表 (常時使用される労働者)

生年	年	月	日	雇入	年	月	日	従事する業務	氏	名	性別
年	月	日	生	年	月	日	雇入				

賃金計算期間	日	数																		
労働時間	日	数																		
休日労働時間	日	数																		
早出残業時間	日	数																		
深夜労働時間	日	数																		
基本賃金	所定時間外割増賃金	金																		
手当																				
小計	時の給	計																		
合計	賞	計																		
除	金																			
実	物	給	與																	

備考

- 1 内譯又は小計のために必要な欄を設けることができる。
- 2 該當事項がない欄は削除することができる。
- 3 縦の欄数は使用者に於て適宜に定めることができる。
- 4 欄外に領收者捺印欄その他必要事項の記載欄を設けることができる。

記載心得

- 一、氏名は當該事業場で使用する労働者番號をもつて代えることができる。
- 二、賃金計算期間欄には、「何月分」「何月上旬分」「何月何日何月何日」等の如く記入すること。
- 三、労働日数欄には、當該賃金計算期間において実際に労働に従事した日数(休日労働日数を含む。)を記入すること。
- 四、労働時間数欄には、當該賃金計算期間において実際に労働に従事した労働時間数(休憩時間を除く。)を記入すること。
- 五、休日労働時間数欄には、當該賃金計算期間において休日に労働した時間数を記入すること。
- 六、早出残業時間数欄及び深夜労働時間数欄には、當該賃金計算期間における早出残業時間数及び深夜労働時間数(施行規則第五十四條第二項参照)を記入すること。
- 七、残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を「深夜労働時間数」欄に重複して記入すること。
- 八、基本賃金欄には、當該賃金計算期間における月給日給時給等基本給の總額を記入すること、出来高拂制その他の請負制で支拂われた賃金については、その總額を本欄に記入すること。
- 九、所定時間外割増賃金欄には、當該賃金計算期間における休日労働、深夜労働及び早出残業に対する賃金(基本賃金に相當する部分は、前號の總額に合算し本號の賃金には含めないこと。)の總額を記入すること。
- 十、手当欄には、當該賃金計算期間における手当の支給額をその種類毎に記入すること。奨励加給金は本欄に記入すること。

労働基準法施行規則











- 入すること。
- 四、二以上の労働基準監督署の管轄区域に亘つて事業場を有する事業については、それぞれの労働基準監督署長に對しこの報告を提出すること。
  - 五、坑内労働者を使用する場合は労働者数の間にその数を括弧して記入すること。
  - 六、労働時間、休憩、休日、休暇は概要を記入すること。
  - 七、賃金については、賃金の形態、種類、賞金締切期間、支拂期等を記入すること。
  - 八、賞金締切期間及び賞金支拂日について、二つ以上の定がある場合には、最も多数の労働者に対する定を記入すること。
  - 九、賃金計算方法は、月給、週給、日給、時給、出来高給又は歩合給等の別を記入すること。
  - 十、賃金計算方法が、二以上の方法を併用している場合には、その方法を列挙すること。
  - 十一、支拂賃金總額には、賞物給與その他の利益の評價額を算入すること。
  - 十二、規則第五十八條第一號の適用事業の現狀に關する事項の報告については四月一日現在で作成し同月三十日までに提出すること。

●様式第二十四號

金品返還に關する争報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働者の氏名		死亡又は退職年月日
返還請求者氏名		請求年月日

争のある金品	争の旨

年 月 日

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、その他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

●様式第二十五號

週休に關する特例報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、週休制を行わない事由
  - 二、業務の種類
  - 三、期間
  - 四、休日の配置及該當労働者の員數
- 年 月 日

労働基準監督署長殿

労働基準法施行規則

使用者 職 氏 名



記載心得 事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、その他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

様式第二十六號

労働者死傷報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
災害発生日時	発生場所	被害者作業開始時刻
死者氏名	性別	生年月日
業務の種類	雇入年月日	被害部位及び 症状
死亡の日時又は 休業見込日数		
災害防止装置の状況		

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 印

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、その他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。
- 二、災害発生場所に就ては、災害の発生した場所で行はれる作業の性質を明かにするよう記入すること。
- 三、災害の原因及び発生状況の欄には、災害発生前の被害者の動作、災害発生時の位置、災害が機械又は設備によつて発生した場合には、その大きさ、高さ、圧力、電圧又は温度その他災害の原因及び状況を明かにするに必要な事項をも記入すること。
- 四、災害の原因及び発生状況又は災害防止装置の状況に關しては、なるべく見取圖を添付すること。

様式第二十七號の一

障害補償額分割拂報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
補償を受けるべき者	氏名	年齢
	住	所
補償の方法	障害等級	平均賃金
	毎年の支拂金額	負傷又は疾病のおつた年月日
		分割開始の年月日

同意を證明する書面は、別添の通りである。

年 月 日

労働基準法施行規則



労働基準法施行規則

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

●様式第二十七號の二

遺族補償額分割拂報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	補償を受けるべき者	氏名	死亡した労働者との続柄	住居	平均賃金	毎年の支拂金額	死亡年月日	分割開始の年月日
				年齢						

同意を証明する書面は、別添の通りである。

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

●様式第二十八號の一

障害補償分割拂残額繰上拂報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	補償を受けるべき者	氏名	住居	障害等級	平均賃金	既往の分割拂回数	金額	補償残額繰上拂額	支拂年月日
				年齢							

同意を証明する書面は、別添の通りである。

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

労働基準法施行規則

使用者 職 氏 名

使用者 職 氏 名

使用者 職 氏 名



様式第二十八號之二

遺族補償分割拂残額繰上拂報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	補償を受けるべき者	氏名	年齢	死亡した労働者との続柄	住所
				氏名	年齢	死亡した労働者との続柄	住所
補償の方法	平均賃金	既往の分割拂額	補償残額繰上拂	回数	金額	金額	支拂年月日
		年分					

同意を證明する書面は、別添の通りである。

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 氏

記載心得

事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第二十九號

災害補償に関する争報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	労働者氏名	災害の態様	発生年月日
			労働者氏名	災害の態様	発生年月日
災害の種類	補償義務	発生年月日	請求年月日		
災害の種類	補償義務	発生年月日	請求年月日		
労働者補償者	加入の有無	加入年月日	請求年月日		支拂又は支拂拒絶年月日
労働者補償者	加入の有無	加入年月日	請求年月日		支拂又は支拂拒絶年月日
争の概要					

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者

職 氏

名 氏

記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細

労働基準法施行規則



に事業の内容を記入すること。  
 二、災害の様態には、その原因及び労働者の受けた災害の程度について記入すること。  
 三、争の要旨については、事業上なりや否やの認定、療養の程度、補償金額その他争の内容を詳細に記入すること。

●様式第三十號

災害補償義務引受契約締結報告

元請負人	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
下請負人			
請負契約	締結年月日	請負事業の内容	請負金額
引受契約	締結年月日	有効期間	引受の対象となる労働者
労働者災害補償保険加入の有無			

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名

記載心得 事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）により、その他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。

●様式第三十一號

労働協約締結（変更）報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働協約締結又は変更の年月日		
労働協約締結又は変更の効力発生年月日		
労働協約適用労働者数		
労働協約不適用労働者数		
労働協約寫別添の通り		

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名

記載心得 事業の種類は、工業にありては、工業分類（中分類）を、その他の事業にありては、事業の内容を詳細に記入すること。  
 労働基準法施行規則



重要書類滅失報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
書類の種類	保存を要する最終の日	保存責任者職氏名
滅失の原因	滅失年月日	滅失場所

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、現に使用中の書類を滅失した場合には、保存を要する最終年月日欄にその旨記入すること。

歸郷旅費報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
歸郷旅費の種類	件數	金額
法第十五條に基づく歸郷旅費	男子	
	女子	
法第六十八條に基づく歸郷旅費	女子	
	十八歳未満	
その他の場合		
事記		

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工場分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は一月一日から十二月三十一日迄の分について作成し、翌年一月三十一日迄に提出すること。
- 三、その他の場合に包含する事由の概略を記事欄に記入すること。
- 四、この報告には、療養に包含される歸郷旅費を記入しないこと。

労働基準法施行規則



●様式第三十四號

貯蓄金管理報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	種別	預金者數	金額	一人當り最高金額	その他		
							郵便貯金	銀行預金	その他
事業預金									

年月日

使用者 職氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は一月一日現在で作成し同月末日迄に提出すること。

●様式第三十五號

使用證明發給報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	使用證明發行數

年月日

使用者 職氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は、一月一日から十二月三十一日迄の分について作成し、翌年一月三十一日迄に提出すること。

●様式第三十六號

法第三十六條の休業手當支給報告

年分

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	休業の時期	休業の事由	支給労働者數	支給金額

労働基準法施行規則



計	日	年	月	日	使用者	職	氏	名
---	---	---	---	---	-----	---	---	---

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、この報告は、一月一日から十二月三十一日迄の分について作成し、翌年一月三十一日迄に提出すること。
- 三、休業の時期については、何月何日より何月何日までと記入すること。

様式第三十七號

最低賃金除外労働者数報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	年分	除外理由	労働者数
法第三十一條第一號の場合					

法第三十一條第二號の場合	一年	月	日	使用者	職	氏	名
法第三十一條第三號の試の使用期間中の場合							
法第三十一條第三號の所定労働時間が特に短い場合							

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入のこと
- 二、この報告は、一月一日から十二月三十一日までの分について作成し、翌年一月三十一日までに提出すること。

様式三十八號

年次有給休暇報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	該當労働者数	與えるべき總日數	與えた者の數	與えた總日數
-------	-------	--------	--------	----------	--------	--------



請求された時季	自十二月―至二月	自三月―至五月	自六月―至八月	自九月―至十一月
請求された時季を變更して與えた件數				

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名 ㊦

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入すること。
- 二、この報告は、一月一日から十二月三十一日までの分について作成し、翌年一月三十一日迄に提出しなければならぬ。
- 三、請求された時季は、規則第三十一條によつて使用者が離職した場合の請求について記入すること。

●様式第三十九號

災害補償實施報告

年分

補償の種類	事業の種類		事業の名稱		事業の所在地	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
療養補償	男	件	男	件	男	件
	女	數	女	數	女	數
負傷	男	總	男	總	男	總
	女	數	女	數	女	數

全額使用者補償の場合

労働者災害補償保險給付との差額補償の場合

障害補償	休業補償											疾病	負傷	疾病	
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級				十二級



重大過失の認定を受けた場合	計	打切補償	葬祭料	遺族補償	十三級		十四級	
					件数	金額	件数	金額
休業補償件数	障害補償件数	種別		件数		金額		
		遺族補償	障害補償	男	女	男	女	
合計		種別		件数		金額		
合計		遺族補償		障害補償		合計		

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名

記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入すること。

- 二、この報告は、一月一日から十二月三十一日迄の分について作成し、翌年一月三十一日迄に提出すること。
- 三、分割補償は一時拂に換算しそれぞれの欄に記入すること。
- 四、療養補償又は休業補償については、同一の負傷又は疾病について最後の補償を行った日の属する年について記入すること。
- 五、療養補償の金額について使用者からの費用で必要な療養を行なつた場合には、推定額を記入すること。

様式第四十號

制裁に関する報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	減給の制裁		減給の用途	その他
			件数	金額		
			件数	金額		
			件数	金額		
			件数	金額		

労働基準法施行規則







知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可証明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による学校長の證明書並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。〔法五六條〕

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親権者又は後見人が自ら出頭しがたい事情があるときは、児童の住所を管轄する労働基準監督署長は、臨時使用許可証明書を交付することができる。

前項の規定により臨時使用許可証明書を交付した場合、児童の住所を管轄する労働基準監督署長は、實情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可証明書とみなすことができる。〔法五六條〕

第六條 満十五歳に満たない児童（満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、前二條の使用許可証明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可証明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ、児童が二以上の業務に

就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

児童の使用許可証明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍證明書及び法第五十七條第二項の規定による学校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合においては、使用許可証明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく返還しなければならない。〔法五七條〕

第七條 使用許可証明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を證明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。〔法五七條〕

第八條 使用許可証明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを發見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に対し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。〔法五七條〕

第九條 満十五歳未満満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年齢を證明

する戸籍證明書と共に修了を證明する学校長の證明書又は卒業證書の寫を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合は、前項の證明書又は寫を、遅滞なく児童に返還しなければならない。〔法五七條〕

第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官廳の契約の解除は、様式第三號により所轄労働基準監督署長がこれを行う。〔法五八條〕

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四號により所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。〔法六二條〕

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五號により、斷續作業については四十キログラム、繼續作業については三十キログラムを超えない範圍において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、この限りでない。〔法六三條〕

區 分	斷續作業		繼續作業	
	男	女	男	女
滿十六歳未満	十五	十二キログラム	十	八キログラム
滿十六歳以上	二十五	二十	十五	十
滿十八歳未満	三十	三十	二十	二十
滿十八歳以上	三十	三十	二十	二十

第十三條 滿十八歳に満たない者を就かせてはならない業務の範圍は、次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火等の他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映寫機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務



女子年少者労働基準規則

- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務
- 十一 溶鑛爐、金屬溶解爐又は電氣爐の作業主任者の業務
- 十二 金屬の熱間壓延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運轉の業務
- 十六 動力による軌條運轉機並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務
- 十七 動力による卷上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く。）運搬機又は索道運轉の業務
- 十八 高壓（特別高壓を含む。）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務

- 十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務
- 二十 天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務
- 二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼器の点火の業務
- 二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務
- 二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務
- 二十四 直徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪が直徑七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務
- 二十五 動力によつて運轉する壓機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務
- 二十六 操車場構内における軌道車輛の入換運轉連結又は解放の業務
- 二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四〇メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の業務
- 二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務

- 二十九 動力による打抜機、切断機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 三十 バイレン機を用いる鑛物の破壊の業務
- 三十一 木工用かんな機、車軸面取機を用いる業務
- 三十二 岩石鑛物の破碎機に材料を送給する業務
- 三十三 火薬、爆薬、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族、ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務
- 三十四 ガリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で發火の危険のある業務
- 三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十六 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

女子年少者労働基準規則

- 三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、胃酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務
- 三十八 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、鹽素、胃酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所における業務
- 三十九 土砂の崩壞の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
- 四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務
- 四十一 丸太足場の組立又は解体の業務但し、地上における補助作業を除く。
- 四十二 直徑三十五センチメートル以上の伐木の業務
- 四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務
- 四十四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務



女子年少者労働基準規則

- 四十六 多量の高温物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 四十七 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 四十八 異常気圧下における業務
- 四十九 さく岩機、鉄打機等の使用によつて身体に著しい振動を與える業務
- 五十 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務
- 五十一 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務但し、保健婦、看護婦、助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。
- 五十二 酒類醸造の業務
- 五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務
- 五十四 監獄又は精神病院における業務
- 五十五 酒席に侍する業務
- 五十六 特殊の遊藝的接客業における業務但し、昭和二十四年三月末日までは満十六歳以上の者を除く。
- 五十七 前記各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務 【法六三條】

一〇六

- 第十四條 満十八歳以上の女子を就かせてはならない業務の範圍は、前條各號の中次に掲げるものとする。
  - 一 第一號及び第二號
  - 二 第四號但し、卷上能力五トシ未満のものを除く。
  - 三 第十號乃至第十三號
  - 四 第十五號
  - 五 第十八號乃至第二十號
  - 六 第二十二號
  - 七 第二十四號
  - 八 第二十六號
  - 九 第二十八號乃至第三十二號
  - 十 第三十八號乃至第四十三號
  - 十一 第四十六號乃至第四十九號 【法六三條】
- 第十五條 法第五十條第二項の規定による兒童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。
  - 一 公衆の娯樂を目的として曲馬又は輕わざを行ふ業務
  - 二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所にて、歌謡遊藝その他の演技を行ふ業務

第十六條

- 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範圍は、次に掲げるものとする。
  - 一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務
  - 二 著しく精神的神経筋緊張を必要とする業務
  - 三 任意に中斷できない業務
  - 四 運搬、索引、持上げその他相當の筋肉的労働を必要とする業務
  - 五 身体の動搖、振動及び衝撃を伴う業務
  - 六 その他中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務
- 使用者が次に掲げる措置を講じた場合においては、前項の規定はこれを適用しない。
  - 一 第一號乃至第三號の業務について、使用者が生理日の労働者に對し特別の休憩時間及び休憩のための女子年少者労働基準規則

施設その他必要な施設を與えた場合

- 二 第四號及び第五號の業務について、その作業が斷續的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき、使用者が生理日の労働者をその作業に就かせないように必要な措置を講じた場合
  - 三 各號の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各號以外の業務につかせる措置を講じた場合
- 前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない。【法六七條】
- 第十七條 使用者は法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならない。但し、労働基準法施行規則第七條の規定による認定を受けた者については、この限りでない。【法六八條】
- 第十八條 法第百條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所屬の官吏を婦人少年局調査委員という。
- 婦人少年局調査員の携帯すべき證票は、様式第七號による。【法一〇〇條の二】



女子年少者労働基準規則

第十九條 使用者は、女子保護實施狀況に關する事項について、毎年一回様式第八號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

これを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十二年四月末日まで、これを適用しない。

附 則

第二十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、

様式第一號

就業許可申請書		昭和 年 月 日許可	
児童記載欄	性別 氏名 生年月日 児童の住所 身長 体重 通學(卒業)校名	使用者記載欄	事業の種類 事業の名稱 事業の所在地 使用の期間(休暇時なるか否か)
親権者記載欄	同意の有無 同意年月日 續柄 職業 住 所 氏名 印	学校長記載欄	意見 證明年月日 修學時間 学校所在地 学校名 学校長氏名印

昭和 年 月 日	労働基準監督署長殿	使用児童
親権者記載欄	同意の有無 同意年月日 續柄 職業 住 所 氏名 印	

注意事項

- 一、裏面の法規抜粋をよく参照すること。
- 二、児童の職種は、具体的に詳しく記入すること。
- 三、請負制その他により賃金を支拂う場合はその計算方法を記入すること。
- 四、児童の氏名は監督署に出頭の際自署すること。
- 五、労働時間は、一週につき何時間の日が何日と詳細に記入すること。
- 六、修學時間は、何時間授業が何日と詳細に記入すること。但し、學校修了者にあつては修了年月日を記入すること。
- 七、意見の欄には、生徒の健康上の特性について就業上特に留意すべき事項があればその旨も附記すること。

(様式第一號裏面)

労働基準法第五十六條 満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳女子年少者労働基準規則







労働基準法第五十六條 満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳以上の児童を、その者の修學時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。

労働基準法第五十七條 使用者は、満十八歳に満たない者について、その年齢を證明する戸籍證明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

女子年少者労働基準規則第四條 児童の住所を管轄する労働基準監督署長は、前條の就業許可申請書について、児童の就業を許可する場合は、様式第二號の「使用許可證明書」を使用するべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年齢を證明する戸籍證明書を添えて児童に返還すると共に、その旨を使用するべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は前項の使用許可證明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

女子年少者労働基準規則第六條 満十五歳に満たない児童(満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く。)を使用する使用者は、前二條の使用許可證明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可證明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ児童が二以上

●様式第三號

労働契約解除書

契約の内容			
使用者氏名	事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働者氏名	生年月日	業種	現住所

女子年少者労働基準規則

の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

児童の使用許可證明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍證明書及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合においては、使用許可證明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく返還しなければならない。

女子年少者労働基準規則第七條 使用許可證明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は遅滞なく、その事由を證明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

女子年少者労働基準規則第八條 使用許可證明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを發見した場合又は児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。



女子年少者労働基準規則

一四

右の労働契約は次に掲げる理由により、労働基準法第五十八條第二項の規定に基づいてこれを解除する。

理由

年 月 日

労働基準監督署長 印

記載心得 事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第四號

交替制による深夜業時間延長許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
交替制の概要	業務の種類及び週期	各番の延長時間數
労働者總數	交替制業務の労働者數	同 十八歳以上 十八歳未満
交替制の概要	各交替番員數	各組の連続 休養時間
休憩日	交替制を必要とする理由	

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、交替の種類及び週期には、交替組の數及び一回轉に要する日數を記入すること。
- 三、各組の連続休養時間は、各組の労働時間の間隔を記入すること。

様式第五號

女子重量物取扱除外申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
女子労働者數	業務の種類	取扱物の重量 最高平均
		断續作業、 繼續作業 の別

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に女子年少者労働基準規則

一三五







●様式第七號  
女子年少者勞働基準規則

表

第 號 昭和 年 月 日交付

婦人少年局調査員證票

官 職 氏 名

勞働省 婦人少年局印

名

一 勞 働 省

(整十センチメートル  
横八センチメートル)

●様式第八號

女子保護實施狀況報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在
-------	-------	-------

女子勞働者數	滿十八歳以下	滿十八歳以上	有業者數
	請求回数	總日數	
生理休暇	請求人員數	總日數	輕易業務轉換 請求人員數轉換の概要
産前休暇	請求人員數	總日數	
産後休暇	請求人員數	總日數	異常産の件數
育児時間	請求人員數	育児時間	概要

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

勞働基準監督署長殿  
記載心得

一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。  
二、この報告は、二月一日から十二月三十一日までの分について作成し、翌年一月末日までに提出すること。

女子年少者勞働基準規則



◎技能者養成規程

(昭和二十二年十月三十一日) 労働省令第六號

技能者養成規程を、次のように定める。

技能者養成規程

第一條 労働基準法（以下法という。）第七十條の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。【法七〇條】

第二條 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第七十一條第一項の規定による認可に基いて使用される者をいう。【法七〇條】

第三條 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を與えることを約し、技能習得者がこれに對し、約定の條件に従つて労働に服することを約する労働契約をいう。【法七〇條】

第四條 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者、一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。【法七〇條】

第八條 技能習得者は、使用者が次の各號の一に該當する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 この命令に定める資格を失つた場合
- 二 事業を廢止した場合
- 三 精神又は身体の障害によつて、技能者の養成を繼續することができなくなつた場合
- 四 法、この命令、就業規則又は養成契約の定に違反した場合 【法七〇條】

第九條 使用者は、技能習得者が次の各號の一に該當する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 精神又は身体の障害によつて、技能の習得を繼續することができなくなつた場合
- 二 法、この命令、就業規則又は養成契約の定にしばしば違反した場合
- 三 素質、順應又は能力が不充分で成業の見込がない場合 【法七〇條】

第十條 使用者は、前條の規定に基いて契約を解除する場合には、様式第一號によつて、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。【法七〇條】

第十一條 養成契約は、法第十四條の規定にかかわらず技能者養成規程

第五條 養成契約書には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- 一 使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名稱、種類並びに事業場の所在地
  - 二 技能習得者の氏名、生年月日、本籍及び住所
  - 三 従事すべき業務の種類
  - 四 養成期間
  - 五 試の使用期間の定をする場合には、その期間
  - 六 使用者及び技能習得者の義務として特に定められたものがあるときは、その事項
  - 七 賃金の基準、昇給及び支拂方法その他給與に關する事項
  - 八 使用者、並びに技能習得者及びその法定代理人の記名捺印
  - 九 締結の年月日【法七〇條】
- 第六條 試の使用期間は、雇入後一箇月を超えない期間について、これを定めることができる。この期間は、養成期間のうちに含まれる。【法七〇條】
- 第七條 養成契約の當事者は、試の使用期間中においては、養成契約を解除することができる。【法七〇條】

ず、この命令に定める養成期間について、これを締結することができる。但し、第十六條の規定によつて雇入れた技能習得者の養成契約は、第二十二條第二項の證明書に記入された期間を控除して、これを締結しなければならない。【法七〇條】

第十二條 養成期間は、別表第二に定める期間を超えてはならない。但し、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、一年を超えない期間において、これを延長することができる。【法七〇條】

第十三條 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて、技能教程、關連學科及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。【法七〇條】

第十四條 使用者は、技能教程の進度に應じ少くとも年一回技能を檢定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

使用者は、養成期間の終了した場合には、技能習得者の技能を檢定し、これを様式第二號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。前二項の規定による檢定の方法は、労働大臣がこれ



技能者養成規程

を定める。【法七〇條】

第十五條 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能習得者の素質、健康、習得の進捗その他の事由によつて、その者について、教習事項の一部を變更することができる。【法七〇條】

第十六條 使用者は、第二十二條第二項の證明書を有する者を雇い入れて技能習得者とした場合には、その者が既に習得した課程及び等級に應じて教習を行わなければならない。【法七〇條】

第十七條 使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることができる。【法七〇條】

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第三による。【法七〇條】

第十八條 次の各號の一に該当する使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。

一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者

二 當該技能について、別表第四に定める経験年數、

學歷又は資格を有する者

三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の團體によつて技能者の養成の資格があることを證明された者

四 労働大臣の指定する他の法令によつて、當該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者【法七〇條】

第十九條 衆議院議員選舉法第六條の規定によつて、被選舉権を有しない者は、技能者の養成をすることができない。【法七〇條】

第二十條 使用者は、その直接の責任の下に技能者の養成の一部又は全部について、この命令に定める資格を有する他の者をして行わせることができる。【法七〇條】

第二十一條 使用者は、疾病その他の事由によつて、技能者の養成ができなくなつた場合で、技能習得者が養成契約の繼續を欲するときは、使用者に代つてこの命令に定める資格を有する他の者をして技能者の養成を行わせなければならない。【法七〇條】

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に對し技能者養成修了證明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した課程、期間及び等級を記入した證明書を交付しなければならない。【法七〇條】

第二十三條 技能習得者は、養成契約の存続中に他の使用者に雇われてはならない。【法七〇條】

第二十四條 事業場内におけると否とを問わず、技能習得者が第十三條の教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。【法七〇條】

第二十五條 使用者は、技能習得者に對し賃金の一部を居住費、賄費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に對し道具、作業衣、教材その他教習に必要な物品を無償で提供しなければならない。【法七〇條】

第二十六條 使用者は、法第二十八條の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一條の規定にかかわらず、技能習得者の教習の課程に應じた賃金を支拂うことができる。

技能者養成規程

前項の賃金は、労働大臣が技能者養成委員會に諮問して定めた金額を下つてはならない。【法七〇條】

第二十七條 使用者は、満十八歳に満たない者に、養成期間中出來高拂酬その他の請負制を行つてはならない。【法七〇條】

第二十八條 法第七十一條第一項の規定による認可は、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長よりこれを受けなければならない。【法七一條】

第二十九條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、労働者を雇い入れた場合には、様式第四號によつて、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

前項の届出には、第四條の規定による養成契約書の寫を添附しなければならない。【法七一條】

第三十條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、様式第五號による技能習得者證明書を所轄労働基準監督署長より受け、これを事業場に養成契約期間の満了まで備え付けなければならない。【法七一條】

第三十一條 使用者は、様式第六號によつて、技能習得者名簿を調製し、これを事業場に備え付けなければならない。







別表第四

使用者資格表

技能	資格
一 理科學機械工	一 從來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者
二 精密機械工	二 當該技術者養成令に於て修業した者
三 電氣機械組立工	三 大學又は高等專門学校の課程を修了した者
四 鑄物工	四 大學又は高等專門学校の課程を修了した者
五 鍛工	四 機械技術者檢定令による檢定に合格した者
六 刻版工	
七 精密印刷工	
八 鍍金工	
九 ヲットグラス工	一 從來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者
十 レンズ研磨工	二 當該技術者養成令に於て修業した者
十一 陶工	三 大學又は高等專門学校の課程を修了した者
十二 漆工	三 大學又は高等專門学校の課程を修了した者
十三 竹籐細工職	
十四 手捺染職	
十五 手職工	

様式第一號

技能者養成契約解除認可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
技能習得者の氏名	性別	生年月日
		雇入年月日
		業務の種類
		養成契約期間
		試の使用期間
契約を解除しようとする事由		

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名

名

記載心得

- 一 事業の種類は工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二 契約を解除しようとする事由は、具体的詳細に記入すること。

様式第二號

技能檢定實施狀況報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

技能者養成規程







習得せしめようとする業務の種類	要概項事習實					技能習得者に對する教育機關
	一年目	二年目	三年目	四年目	五年目	
						連科
						關學
						課目
						學習時間
						一年
						一週
						時間
						時間

賃金	労働時間			
	休憩	日休	憩休	労働時間、始業終業時間
賃金支拂の方法				
賃金計算の方法				
昇給の方法				
支給しようとする賃金の基準				
就業時轉換に關する方法				
休日				
休日の與え方				
休憩時間、その與え方				

危険有害業務に關する防護方法	
養成契約に右以外の事項があるときはその事項	
その他必要な事項	

年 月 日

使用者 職 氏

名 〇

労働基準監督局長殿

記載心得

- 一 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二 使用者の資格は、使用者又は使用者に代つて技能者の養成をする者が規程第十八條の規定中該當する事項を記入し、且規程第十九條の規定に該當しないことを明記すること。
- 三 使用者の員數は、使用者又は使用者に代つて技能者の養成をする者の員數を記入すること。
- 四 使用者の員數が二人以上の場合には、その氏名及び該當資格を記入した書類を添附すること。
- 五 労働時間、休憩、休日、休暇は概要を記入すること。
- 六 賃金計算方法は月給、週給、日給、出來高拂又は歩合拂等の別を記入すること。
- 七 賃金計算方法が二以上の方法を併用してゐる場合には、その方法を列擧すること。
- 八 賃金支拂の方法は賃金の一部を控除して支拂おうとするときは、その方法を記入すること。



●様式第四號

技能習得者雇入届

備考	技能習得者の氏名	性別	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
		氏名			
技能習得者の氏名	月日	生年	習得せしめようとする業務の種類	雇入年月日	本籍
	日	年			
使用者 職 氏 名			契約期間	成	所
年 月 日					

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一 事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二 第十六條の規定により雇入れた技能習得者については、その旨備考欄に記入すること。この場合は、従前の使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名称、種類及び事業場の所在地を併記すること。

●様式第五號

技能習得者氏名	住 所	年 月 日	生 日
第 號	年 月 日	交 付	所
労働基準監督署長印		技能習得者證明書	
事業の種類 事業場の所在地 使用者職氏名			
労働基準監督署		年 月 日	

●様式第六號

技能習得者名簿

性別	氏名	住 所	本籍
月 日	年	住 所	本籍
従事する業務の種類		住 所	

技能者養成規程







二 業炉を使用する作業場の附近  
 三 ガス、蒸気又は粉じんを發散して衛生上有害な作業場の附近

四 騒音又は振動の著しい場所、  
 五 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所  
 六 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所  
 七 傳染病患者を收容する建物及び病原体によつて汚染のおそれ著しいものを取り扱う場所の附近

【法九六條】  
 第八條 男子と女子とを同一棟の寄宿舎に收容してはならない。但し、完全な區画を設け且つ出入口を別にした場合には、この限りでない。【法九六條】

第九條 寢室は地下又は建物の三階以上に設けてはならない。但し、建物の外壁、床、屋根、階段及び柱を(市街地建築物法施行規則第一條に規定する)耐火構造と爲した場合は、三階以上に設けることができる。【法九六條】

第十條 寄宿舎の一棟の建築延面積は、六六〇平方メートルを超えてはならない。但し、六六〇平方メートル未満毎について一つの防火壁を設けてある場合には、

備えなければならない。【法九六條】  
 第十七條 階段の構造は、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 踏面二十センチメートル以上、蹴上二十二センチメートル以下とすること。
- 二 勾配を平面に對し四十度以内とすること。
- 三 高さ三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル以内毎に踊場を設けること。
- 四 踊場は 長さ一・二五メートル以上とすること。
- 五 蹴込板又は裏板を附けること。
- 六 回り段を設けないこと。
- 七 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること。
- 八 幅は、内法一・二五センチメートル以上とすること。
- 九 各段より高さ一・七メートル以内に障害物がないこと。

建物の外壁に付せられた屋外階段については、第五號及び第八號の規定はこれを適用しない。【法九六條】  
 第十八條 廊下は、片廊下とし、その幅は一・二メートル

事業附属寄宿舎規程

この限りでない。【法九六條】  
 第十一條 常時十五人未満の労働者が二階以上の寢室に居住する建物には、各階に適當に配置され容易に屋外の安全な場所に通ずる少くとも一以上の階段を設けなければならない。

労働者が十五人以上の場合には、前項の階段は二以上これを設けなければならない。【法九六條】

第十二條 階段並びにこれと連絡する通路であつて常時には使用しないものについては、これに適當な標示を爲して何時でも避難の用に供することのできるよう有効に保持しなければならない。【法九六條】

第十三條 寄宿舎の廊下から屋外に通ずる出入口の戸は外開戸又は引戸としなければならない。寄宿舎は、何時でも容易に外部に避難のできるようにしておかなければならない。【法九六條】

第十四條 寄宿舎には、適當且つ十分な消火設備を設けなければならない。【法九六條】

第十五條 寄宿舎には、その清潔を保つ爲に必要な掃除用具を備えなければならない。【法九六條】

第十六條 寄宿舎には、適當な場所に必要数のたん壺を

ル以上としなければならない。【法九六條】  
 第十九條 寢室は、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 一室の居住面積は、床の間及び押入を除き一人について二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員は、十六人以下とすること。
- 二 床の高さは、三十五センチメートル以上とし、寢台を設けない場合には、疊敷とすること。
- 三 天井の高さは二・一二メートル以上とし、且つ天井は小屋組を露出しない構造とすること。
- 四 各室に寢具その他の雜品を收納するため、適當な押入又は個別の戸棚を設けること。
- 五 寢室の外窓には、少くとも雨戸及び障子又は硝子戸及び窓掛を設けること。
- 六 寢室と廊下との間は戸障子、壁類で區画し、廊下の外部には雨戸又は硝子戸を設けること。
- 七 寢室には、その室面積の十分の一以上の有こう面積を有する窓を設け、居住面積四平方メートルにつき十燭光以上の燈火を設けること。
- 八 防寒の爲適當な採暖の設備を設けること。【法九



六條

第二十條 蚊帳及び寄宿する労働者の各人に専用の寝具を備え、その枕、襟部を覆うための白布及び敷布を備え常にこれを清潔に保たなければならない。【法九六條】

第二十一條 就職時間を異にする二組以上の労働者を同一の寢室に寄宿させてはならない。但し、交替の際、睡眠を妨げないよう適当な方法を講じた場合には、この限りでない。【法九六條】

第二十二條 労働者が晝間睡眠を必要とする場合には、暗幕その他適当な施設をしなければならない。【法九六條】

第二十三條 寢室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示しなければならない。【法九六條】

第二十四條 常時三十人以上の労働者を寄宿させる寄宿舎には、食堂を設けなければならない。【法九六條】

第二十五條 食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 食堂及び炊事場は採光と換気が充分であつて掃除に便利な構造とすること。

事場外において露出しないように処理すること。

十二 炊事従業員専用の便所を設けること。

十三 炊事従業員には、炊事に不適当な傳染性の疾病にかかつている者を従事させないこと。

十四 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること。

十五 炊事場には、炊事従業員以外の者のみだりに出入させないこと。

十六 炊事場には、炊事場専用の廢物を備え土足のままま立入らせないこと。【法九六條】

第二十六條 一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には、榮養士をおかなければならない。

榮養士は、食品材料の調査、撰擇、献立の作成、榮養價の算定、廢棄量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理者並びに炊事従業員と協力して行わなければならない。【法九六條】

第二十七條 他に利用し得る浴場のない場合には、適當な浴場を設けなければならない。

前項の規定による浴場は、次の各號の規定によらな事業附属寄宿舎規程

二 食堂の床面積は食事の際の一人について一平方メートル以上とすること。

三 食堂には、食卓及び坐食の場合の外労働者が食事をするための椅子を設けること。

四 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること。

五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること。

六 食器、食品材料、調味料の保存の設備を設けること。

七 はえその他の昆虫、鼠族及び犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること。

八 飲食及び洗浄のために公共団体の水道より供給される清潔な水を充分に備えること。公共団体の水道より供給を受けられない場合には、公共団体の水質検査を受けこれに合格した水源の水を備えること。

九 直火式炊事の場合には、かまどの周囲二メートル以上に互り防火構造とすること。

十 炊事場の床は土のままとせず、洗浄及び排水に便利な構造とすること。

十一 汚水及び排物は、衛生上の共同の利益のため炊

ければならない。

一 脱衣場及び浴室は男女別とすること。

二 脱衣場及び浴室には、必要な用具を備えること。

三 充分な採光及び照明の方法を講ずること。

四 浴室には、清潔な水を使用すること。【法九六條】

第二十八條 便所は、共同の衛生上の利益のため、次の各號の規定により、且つこれを清潔に保たなければならない。

一 寢室から適當な距離のある場所に設け且つ便房の多數な場合には、分散させること。

二 男女用に區別しなるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること。

三 便所の數は寄宿人員が百人以下の場合には、十五人につき一箇、百人を超え五百人以下の場合には、二十人につき一箇、五百人を超える場合には、二十五人につき一箇の割合とし、男子用小便所は、男子用便所數の三分の二とすること。

四 男子用小便所は、一人について幅〇・六メートル以上とすること。

五 床及び腰板は、なるべく不透透性の材料をもつて



塗装すること。

六 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とし、汚物は適當にこれをくみとること。

七 流水式の手洗装置を設け清浄な水を十分に供給すること。

八 照明のための必要な措置を講ずること。【法九六條】

第二十九條 寄宿人員の數に應じ、適當且つ充分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。

傳染性眼疾患用の洗面器は健康者のものと區別しなければならない。【法九六條】

第三十條 便所及び洗面所には、共同の手拭を備えてはならない。【法九六條】

第三十一條 寄宿舎に寄宿する労働者及び寄宿舎に使用される労働者については、毎年二回以上健康診断を行わなければならない。

法第五十二條第一項の規定による健康診断をうけた者については、そのうけた回数に應じて前項の規定による健康診断は、これを行わないことができる。【法九六條】

八條の規定はこれを修正して適用する。

前項の許可をうけた事項について適用される基準は、第三章に規定する基準を下つてはならない。【法九六條】

第三章 第二種寄宿舎安全衛生

基準

第三十七條 第二種寄宿舎とは、事業に附屬し、労働者を六箇月に満たない期間寄宿させる假設寄宿舎をいふ。【法九六條】

第三十八條 第二種寄宿舎を設置する場合には、次の各號の一に該當する場所を避けなければならない。

- 一 騒音又は振動の著しい場所
- 二 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
- 三 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所

第三十九條 寄宿舎の建築及び設備に關しては、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 寢室の居住面積は、一人について二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員は五十人以下とすること。

第三十二條 前條の規定による健康診断の結果、寄宿舎に寄宿する労働者その他の居住者の衛生上有害であると認められた者を寄宿させ又は使用してはならない。【法九六條】

第三十三條 常時五十人以上の労働者を寄宿させる場合には病室を設けなければならない。【法九六條】

第三十四條 前條の場合には、寄宿舎の衛生管理のため、労働安全衛生規則第十一條の規定による衛生管理者の外に衛生管理者を選任しなければならない。【法九六條】

第三十五條 傳染病の疾病にかつた者の使用した寢具その他のもの及び寢室は傳染病予防法施行規則第五章の規定による消毒を行つた後でなければ他の労働者に使用させてはならない。【法九六條】

第三十六條 法第八條第三號、第六號及び第七號の事業の附屬寄宿舎又は常時十人に満たない労働者を六箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎について様式第三號により所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、第八條、第十七條、第十八條、第十九條、第三十一條、第二十五條、第二十六條、第二十七條又は第二十九條、

二 寢室は、床高三十五センチメートル以上とし、成るべく疊敷とすること。

三 寢室の天井又は梁下端の高さはなるべく二・一メートル以上とすること。

四 寢室には、採光のため充分な面積を有する窓等を設けること。

五 寢室の外窓には、雨戸又は硝子戸等を設けること。

六 寢室には、防寒の爲適當な採暖設備を設けること。

七 出入口は、避難を要する場合を考慮して二箇所に上り設けること。

八 労働者の手廻品を整理して置くための押入若しくは棚を設け又はこれに代る設備をなすこと。

九 他に利用することのできる浴場のない場合には、適當な浴場を設けること。

十 飲用及び洗淨のため、飲用に適する水を十分に備えること。

十一 衛生上の共同の利益のため、排物、汚物及びふん便を處理するための適當な設備を設けること。【法



事業附属寄宿舍規程

九六條

附 則

第四十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第四十一條 使用者がこの命令施行の際現に労働者を寄宿させる寄宿舍について避けることのできない事由によつて、この命令第二章の規定により難い場合には、様式第四號により所轄労働基準監督署長に對して、暫

一四二

定的に、同章規定の適用除外の申請をすることが出来る。この場合に、労働基準監督署長が十分な事由ありと認定するときは、一定の期間を限り、適用の除外を承認することができる。

●様式第一號

寄 宿 令 規 則 變 更 届

事業の種類	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
一、寄宿舍の種類			

二、寄宿舍規則又はその變更事項

別添の通り

三、同意を得た年月日

四、同意書

別添の通り

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、別添の同意書には、労働者代表に署名捺印させること。

●様式第二號

法第九十五條適用寄宿舍報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
寄宿舍の種類	寄宿舍の名称	寄宿舍の所在地

事業附属寄宿舍規程

一四三



適用年月日					
寄宿者数	男子	満十八歳以上	満十五歳以上未滿	満十五歳未滿	計
	女子				
	計				
	寄宿舎の棟数、階数及び延面積				
延 敷 数 及 び 収 容 能 力					
階 段 の 構 造					
寢 室					
食 堂					
炊 事 場					
便 所					
洗面所及び洗滌所					
浴 場					
管理入等の種別及び員数					
設備の概要					
設備の概要					
設備の概要					

施設 健康 衛生 状況	病院醫務室等の設備の有無	
	所屬醫師看護婦等の員数	
一箇年間に於ける健康状況		外傷の病名及び員数
		内部疾患の病名及び員数

記載心得

1. 寄宿舎の種別は第一種第二種の別を記入すること。
2. 階段の構造は、踏面、蹴上の高さ、勾配度、手摺の高さ、幅等を記入すること。
3. 寢室欄には、一人の居住面積、天井の高さ、燈火の燭光数及び筒数、採暖設備等を記入すること。
4. 食堂欄には、その面積、天井の高さ、一箇の食事人員等を記入すること。
5. 炊事場欄には、その面積、天井の高さ、炊事人の男女別員数、築葦士の有無、土間の構造等を記入すること。
6. 便所欄には、男用大便所、小便所、女子用大便所、炊事人用男女別便所の筒数及び設置個所を記入すること。
7. 浴場欄には、設置個所及び加温方法を記入すること。
8. 管理人等の種別欄は、舎監、寮母等の別を記入すること。
9. 毎年報告のものは、四月一日現在で作成し、同年三十日までに提出すること。



●様式第三號

事業附属寄宿舎規程第二章適用特例許可申請書

事業の種類	事業の種類		事業の種類		事業の所在地
	事業の名稱		事業の所在地		
寄宿労働者數	男子	女子	男子	女子	總計
	満十八歳以上		満十五歳以上 満十八歳未満		
總計					
特例を必要とする 具体的事由 特例を必要とする 期間	自 年 月 日 至 年 月 日				

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名 〇

記載心得 事業の種類は、法第八條第三號、第六號又は第七號のいずれに該当するかを明記し、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

●様式第四號

事業附属寄宿舎規程第二章適用除外許可申請書

事業の種類	事業の種類		事業の種類		事業の所在地
	事業の名稱		事業の所在地		
寄宿労働者數	男子	女子	男子	女子	總計
	満十八歳以上		満十五歳以上 満十八歳未満		
總數					
除外を必要とする 具体的事由 除外を必要とする 期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
従来適用を受けていた法規の種類					

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名 〇

記載心得 事業の種類は工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。



加除式 新労働関係法令集

参照条文挿入の

労働関係法令執務書の決定版

労働省労働事務官 松岡三郎 監修



B六版・總クローズ特製  
總頁七百餘頁 (全二冊)  
定價三百圓  
(荷造送料三十圓)

全國労働基準局・労働組合  
職業安定所・勞政事務所  
御推薦

名古屋市中區南園町二ノ五二  
新日本法規出版株式會社  
振替名古屋五九五七七番

出張所 東京都澁谷區代々木上原町一〇五番地  
大阪市大淀區天神橋(新京阪ビル三階) 大阪邦文社内  
岐阜市元町二ノ二一番地

本書は労働基準法、労働者災害補償保険法、労働組合法、労働関係調整法、失業保険及手當法、職業安定法等労働関係の重要法令はもとより各法律の告示、通牒に至るまで、其の全部を登載し特に其の一大特長は各條文及項目の末尾に参照條項を挿入し一目して法の内容を察知出来る、日本最初の「註入」加除式労働寶典で、隨時追録を發行して常に新しい現行労働関係法令の執務書と爲す

昭和二十三年四月二十日印刷  
昭和二十三年四月二十五日發行

労働基準法執務便覽  
定價 金六拾圓

版權  
所有

編著者 新日本労働法制研究會  
發行者 河村重雄  
印刷者 名古屋港區七番町三ノ六 中村一郎  
印刷所 名古屋港區七番町三ノ六 名古屋明和印刷株式會社

名古屋市中區南園町二ノ五二

發行所

新日本法規出版株式會社

振替名古屋五九五七七番  
出張所 東京都澁谷區代々木上原町一、一〇五  
大阪市大淀區天神橋(新京阪ビル三階)  
岐阜市元町二丁目二十一番地



